

第26回 佐用町議会(定例)会議録 (第1日)

平成21年3月3日(火曜日)

出席議員 (21名)	1番	石 堂 基	2番	新 田 俊 一
	3番	片 山 武 憲	4番	岡 本 義 次
	5番	笹 田 鈴 香	6番	金 谷 英 志
	7番	松 尾 文 雄	8番	井 上 洋 文
	9番	敏 森 正 勝	10番	高 木 照 雄
	11番	山 本 幹 雄	12番	大 下 吉 三 郎
	13番	岡 本 安 夫	14番	矢 内 作 夫
	15番	石 黒 永 剛		
	17番	山 田 弘 治	18番	平 岡 き ぬ 糸
	19番	森 本 和 生	20番	吉 井 秀 美
	21番	鍋 島 裕 文	22番	西 岡 正
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (1名)	15番	石 黒 永 剛		
		9時35分から入場		
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	岡本一良	書記	井戸和美
説明のため出席 した者の職氏名 (26名)	町長	庵途典章		
	教育長	勝山剛	天文台公園長	黒田武彦
	総務課長	達見一夫	財政課長	長尾富夫
	まちづくり課長	前澤敏美	生涯学習課長	福井泉
	会計課長	小河正文	税務課長	上谷正俊
	住民課長	木村佳都男	健康課長	井村均
	福祉課長	内山導男	農林振興課長	大久保八郎
	建設課長	野村正明	地籍調査課長	船曳利勝
	商工観光課長	廣瀬秋好	農業共済課長	田村章憲
	下水道課長	寺本康二	水道課長	西田建一
	クリーンセンター 所長	谷口行雄	教育委員会 総務課長	坪内頼男
	教育委員会 教育推進課長	岡本正	消防長	加藤隆久
	上月支所長	金谷幹夫	南光支所長	春名満
	三日月支所長	飯田敏晴		
	欠席者 (1名)	副町長	高見俊男	
遅刻者 (名)				
早退者 (1名)	教育委員会 教育推進課長	岡本正		
		午後1時から 早退		
議事日程	別紙のとおり			

【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1 . 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 . 会期決定の件
- 日程第 3 . 施政方針について
- 日程第 4 . 発議第 1 号 播磨科学公園都市(にしはりまテクノポリス)への産科医療機関誘致に関する意見書(案)
- 日程第 5 . 議案第 2 号 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更について
- 日程第 6 . 議案第 3 号 町道路線の変更について
- 日程第 7 . 議案第 4 号 町道路線の認定について
- 日程第 8 . 議案第 5 号 区域外道路の認定の承諾について
- 日程第 9 . 議案第 6 号 農業共済事業事務費の賦課総額及び賦課単価の決定について
- 日程第 10 . 議案第 7 号 農作物共済の危険段階基準共済掛金率の改定について
- 日程第 11 . 議案第 8 号 南光ひまわりの郷ふれあいセンター等の指定管理者の指定について
- 日程第 12 . 議案第 9 号 佐用町昆虫館の指定管理者の指定について
- 日程第 13 . 議案第 10 号 佐用町課設置条例及び佐用町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14 . 議案第 11 号 佐用町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について
- 日程第 15 . 議案第 12 号 佐用町特定農山村地域活性化基金条例を廃止する条例について
- 日程第 16 . 議案第 13 号 佐用町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について
- 日程第 17 . 議案第 14 号 佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 18 . 議案第 15 号 佐用町青少年育成センター設置条例の制定について
- 日程第 19 . 議案第 16 号 佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 日程第 20 . 議案第 17 号 佐用町保健対策推進協議会条例の一部を改正する条例について
- 日程第 21 . 議案第 18 号 佐用町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 22 . 議案第 19 号 佐用町営住宅条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 23 . 議案第 20 号 佐用町農業共済条例の一部を改正する条例について
- 日程第 24 . 議案第 21 号 佐用町個別排水処理施設管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第 25 . 議案第 22 号 佐用町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 26 . 議案第 23 号 佐用町三河基幹集落センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第 27 . 議案第 24 号 佐用町学校給食施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第 28 . 議案第 25 号 佐用町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について
- 日程第 29 . 議案第 26 号 平成 20 年度佐用町一般会計補正予算案(第 5 号)の提出について
- 日程第 30 . 議案第 27 号 平成 20 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案(第 3 号)の提出について
- 日程第 31 . 議案第 28 号 平成 20 年度佐用町老人保健特別会計補正予算案(第 3 号)の提出について
- 日程第 32 . 議案第 29 号 平成 20 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案(第 2 号)の提出について
- 日程第 33 . 議案第 30 号 平成 20 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案(第 3 号)の提出について
- 日程第 34 . 議案第 31 号 平成 20 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案(第 2 号)の提出について

- 日程第 35 . 議案第 32号 平成 20 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案 (第 3 号) の提出について
- 日程第 36 . 議案第 33号 平成 20 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案 (第 3 号) の提出について
- 日程第 37 . 議案第 34 号 平成 20 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案 (第 3 号) の提出について
- 日程第 38 . 議案第 35 号 平成 20 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案 (第 2 号) の提出について
- 日程第 39 . 議案第 36 号 平成 20 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案 (第 2 号) の提出について
- 日程第 40 . 議案第 37 号 平成 20 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算案 (第 2 号) の提出について
- 日程第 41 . 議案第 38 号 平成 20 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案 (第 2 号) の提出について
- 日程第 42 . 議案第 39 号 平成 20 年度佐用町水道事業会計補正予算案 (第 2 号) の提出について
- 日程第 43 . 議案第 40 号 平成 21 年度佐用町一般会計予算案の提出について
- 日程第 44 . 議案第 41 号 平成 21 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案の提出について
- 日程第 45 . 議案第 42 号 平成 21 年度佐用町老人保健特別会計予算案の提出について
- 日程第 46 . 議案第 43 号 平成 21 年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案の提出について
- 日程第 47 . 議案第 44 号 平成 21 年度佐用町介護保険特別会計予算案の提出について
- 日程第 48 . 議案第 45 号 平成 21 年度佐用町朝霧園特別会計予算案の提出について
- 日程第 49 . 議案第 46 号 平成 21 年度佐用町簡易水道事業特別会計予算案の提出について
- 日程第 50 . 議案第 47 号 平成 21 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算案の提出について
- 日程第 51 . 議案第 48 号 平成 21 年度佐用町生活排水処理事業特別会計予算案の提出について
- 日程第 52 . 議案第 49 号 平成 21 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案の提出について
- 日程第 53 . 議案第 50 号 平成 21 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案の提出について
- 日程第 54 . 議案第 51 号 平成 21 年度佐用町歯科保健特別会計予算案の提出について
- 日程第 55 . 議案第 52 号 平成 21 年度佐用町宅地造成事業特別会計予算案の提出について
- 日程第 56 . 議案第 53 号 平成 21 年度佐用町農業共済事業特別会計予算案の提出について
- 日程第 57 . 議案第 54 号 平成 21 年度佐用町石井財産区特別会計予算案の提出について
- 日程第 58 . 議案第 55 号 平成 21 年度佐用町水道事業会計予算案の提出について
- 日程第 59 . 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 60 . 請願第 1 号 物価に見合う年金引き上げを求める請願書
- 日程第 61 . 特別委員会の設置及び委員定数について (予算)
- 日程第 62 . 特別委員会委員長及び副委員長の選任について (予算)
- 日程第 63 . 委員会付託について

午前 09 時 30 分 開会

議長 (西岡 正君)

皆さん、おはようございます。寒い中にも梅の花が満開になり、ま

た、うぐいすの声が聞かれ、日一日（ひいちにち）と春らしさが感じられます今日、何かと議員各位におかれましては、体調崩しやすい時期であります、石黒議員の方については、遅刻ということで報告をいただいておりますが、出席をいただきまして、本当にありがとうございます。

本日、ここに第 26 回の佐用町議会定例会が招集をされましたところ、議員各位には早朝よりお揃いでご参集を賜り、誠にありがとうございます。

さて、過日の 25 回の臨時議会で、一般会計の補正の中で、プレミアム付き商品券が、過日売り出されました。報告によりますと、9,400 余りの約 50 パーセント近い売れ行きがあったということで、大変心配をされておりましたけれども、好評だという判断を、私もいたしておるところでございます。大変良かったと、この様に思っておるところでございます。

また、副町長につきましては、本日、腰痛のため欠席ということでございます。

本定例会におきましては、平成 21 年度の一般会計並びに特別会計全て全般にわたる町民の生活に関するものが全て審議されるわけでありませんが、議員各位におかれましても、より慎重にご審議を賜りたいと思います。

また、町長をはじめ当局の皆さん方大変ご苦労さんでございます。今日から、始まるわけでございますけれども、また、予算委員会の設置の予定もいたしております。皆さん方には、質疑にお答えいただくと思うんですが、よろしく願いをいたしまして、簡単でございますが、開会に当たってのあいさつに代えさせていただきます。

今期定例会に付議される主な案件は、人事に関する案件が 1 件、条例に関する案件が 17 件、平成 20 年度各会計補正予算等案件が 14 件、平成 21 年度会計予算等の案件が 16 件、議員発議が 1 件、町道路線に関する案件が 3 件などで、60 案件が、今定例会に付議されております。

何卒、議員各位におかれましてはご精励を賜りこれらの諸案件につきまして慎重なるご審議を賜り適切妥当な結論が得られますよう、お願いを申し上げます。

町長、あいさつをお願いします。

町長（庵逄典章君） 皆さん、改めましておはようございます。早朝からご苦労様です。

20 年度もですね、3 月に入って、もう 1 カ月を切りました。3 月定例議会が開会をいただきまして、21 年度に向けての予算、また 20 年度の補正予算もあり、多くの重要案件を提案をさせていただいております。何卒十分にご審議をいただき、適切妥当な結論に導いていただきますように、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

また、今、議長からも報告がありましたように、副町長が、腰痛のためにですね、入院療養をいたしております。非常にまあ、腰が痛い。腰痛というのは治りにくい、ちょっと時間のかかる状態で、後暫く療養すればですね、出てこれるんじゃないかと思っておりますけれども、無理ができませんので、この度の議会において、非常に皆様にご迷惑をお掛けしますが、どうぞご理解いただきますように、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、これもちまして、開会に当たりましてのお願いとごあいさつにさせていただきます。

議長（西岡 正君） ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより第 26 回佐用町議会定例会を開会いたします。

なお、今期定例会のため、地方自治法第 121 条の規定により、出席を求めたものは、町長、教育長、天文台公園長、各課長、各支所長、消防長であります。

ただちに日程に入ります。

日程第 1 . 会議録署名議員の指名

議長（西岡 正君） 日程 1 は会議録署名議員の指名でございます。
会議録署名議員は、会議規則第 114 条の規定によりまして議長より指名をいたします。
2 番、新田俊一君。3 番、片山武憲君。以上、両君にお願いいたします。

日程第 2 . 会期決定の件

議長（西岡 正君） 続いて、日程第 2 に移ります。
会期決定の件を議題といたします。
お諮りします。今期定例会の会期は本日 3 月 3 日より 3 月 25 日までの 23 日間としたい
と思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。
よって、今期定例会の会期は本日 3 月 3 日より 3 月 25 日までの 23 日間と決定いたしました。

日程第 3 . 施政方針について

議長（西岡 正君） 日程第 3、これより施政方針に入ります。
町長から施政方針を受けます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） はい、議長。
それでは、第 26 回 3 月定例議会の開会にあたり、平成 21 年度予算のご審議をお願いを
するに当たりまして、予算編成の方針、取り組みの考え方について、所信を述べさせてい
ただきます。
佐用町も合併して 3 年 5 カ月が経過し、この間、新町まちづくり計画に基づき町民の皆
様、議員各位のご理解とご協力を得ながら、全職員とともに着実な町政運営に務めてまい
りました。
ひと まち 自然がきらめく 共生の郷佐用のまちづくりのため、小学校区毎に地域づ
くり協議会を立ち上げ、町民と行政の協働によるまちづくりも徐々に軌道に乗り始めてき
たところであります。
合併当初の町政運営は、厳しい財政状況の中でも、国・県の合併支援を受けながら、ま
ず財政の健全化をはかるとともに、旧 4 町の均衡ある発展を考えながら、旧町それぞれか
ら引き継いだ課題とともに、新町の新しい、まちづくりに向けての事業を積極的に進めて
参りました。
まず、合併のスケールメリットをいかした行財政改革を進めるとともに、将来を担う子

ども達の教育環境の整備、子育て、少子化対策の実施、高齢化が進む中での外出支援や介護予防の実施、医療・福祉・保険制度の充実。農林業の振興対策、生活道路の整備、情報通信基盤の整備や、防犯、防災対策の整備による安心・安全のまちづくりなども進めてまいりました。

平成 19 年度 3 月には、佐用町総合計画を策定し、これからの佐用町の振興計画もできたところであります。

しかし、昨年よりの世界的な金融危機、経済情勢の悪化によって、町民の生活にも大きな影響が出てきており、税収の落ち込み、雇用情勢の悪化など町行政を取り巻く環境も非常に厳しい状況であります。

また、人口の減少、少子高齢化が進み、限界集落と言われるような集落自治ができないような集落も次々と生まれてきております。

この様な厳しい経済、社会情勢の中でありますが、佐用町総合計画に基づく事業を計画的、着実に進めることによって、町民が、安心して生活できるようにしていかなければならないと考えております。

そのためには、行財政改革を更に推進して、財政基盤の安定を図りながら、地域コミュニティの強化、地域の活性化、町民生活の安定、安心・安全なまちづくりなど、町将来を見据えながら、直面した諸課題に積極的に取り組んでいかなければなりません。

まず、国の予算等でございますが、政府は、昨年 12 月 3 日、平成 21 年度予算編成の基本方針を閣議決定し、12 月 19 日に平成 21 年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度を閣議了解するとともに、同日の経済対策閣僚会議で生活防衛のための緊急対策を決定し、これに基づいて同月 24 日、平成 21 年度予算の概算を閣議決定をされました。この様な方針に基づいて編成された平成 21 年度の一般会計予算の規模は、88 兆 5,480 億円、前年度比 5 兆 4,467 億円、6.6 パーセント増で、一般歳出は、51 兆 7,310 億円、前年度比 4 兆 4,465 億円、9.4 パーセント増となった予算であります。

世界的な経済状況の悪化、景気後退に伴う税収が急激に落ち込む中で、地方公共団体が、雇用創出を図るとともに、生活者の暮らしの安心や、地方の底力の発揮に向けた事業が実施できるように、生活防衛のための緊急対策に基づき、地方交付税を 1 兆円増額するなど、地方交付税の総額は、15 兆 8,202 億円、前年度比 2.7 パーセント増となっております。

臨時財政対策債を含めた、実質的な地方交付税の総額は、前年度より 2 兆 7,295 億円増の 20 兆 9,688 億円、前年度比 15 パーセント増となっております。

地方財政の方針は、平成 21 年度予算においても国の取り組みと歩調をあわせ、人件費、投資的経費、一般行政経費の各分野にわたり、厳しく抑制を図るとともに、安定的な財政運営に必要となる地方税、地方交付税等の一般財源の総額を確保する。地域間の財政力格差に対応するため、地方再生対策の考え方に従った交付税配分の重点化を引き続き進め、地方交付税を財政の厳しい地域に重点配分する。道路特定財源の一般財源化に際し、1 兆円を地方の実情に応じて使用する新たな仕組みを作る。

また、地方公共団体に長期、低利の資金を融通できる地方共同の金融機構の創設を検討する。

景気後退や生活対策に伴う地方税や地方交付税の原資となる国税 5 税の減収について地方公共団体への適切な財政措置を講じる。

また、地方公共団体においては、地方行革新指針を踏まえて、より一層積極的に地方行革に取り組むなどの方針が示されています。

また、平成 20 年度の 2 次補正予算において、2 兆円の定額給付金や、地方公共団体が積極的に地域活性化等に取り組めるように地域活性化・生活対策臨時交付金 6,000 億円が計上をされました。本町においても平成 21 年度に予定していた事業を平成 20 年度に前倒

しして実施するなどハード事業においては、地域活性化・生活対策臨時交付金の活用とあわせた予算編成を行ったところであります。

平成 21 年度の予算については、佐用町総合計画に基づく、ひと まち 自然がきらめく 共生の郷佐用を作るべく、まちづくりの基本計画に沿った予算といたしております。

全体的な方針といたしまして、歳入につきましては、町税、使用料等の収納率向上のための取り組み強化による財源の確保をはかり、国・県補助金については、国・県の動向を十分に確認しながら活用を図る。

地方債については、21 年度償還予定の 90 パーセントの発行を目標に過疎対策事業債や合併特例事業債など交付税算入のある有利な地方債を活用するなど将来負担の軽減に配慮をいたしました。

歳出については、投資的経費において、地域活性化・経済対策として積極的な予算編成を行うとともに、安心・安全なまちづくりに努めます。

経常的経費については、行財政改革の推進とあわせて、各課、各部署で徹底した見直しと、経費削減に取り組み、前年度予算額の範囲内で、予算編成するように指示をいたしました。

公債費については、高利率の起債の繰上げ償還を進め、公債費負担の適正化を図って参ります。

次に、計画に沿った説明を申し上げます。

まず、第 1 に、人々がふれあい輝く自立と協働のまちづくりでは、小学校区毎に設置をしていただきました地域づくり協議会を中心に、町民自らが、主体的、積極的に地域の自治活動やまちづくり活動などに参画して、地域の活性化を推進するために、地域づくり協議会の活動を支援してまいります。また、町民相互の交流やふれあいも推進するため、各種団体の活動支援も行なってまいります。

第 2 に、時代に応じた、行財政基盤の確立したまちづくりでは、世界的な経済情勢の悪化の中で、町税等歳入の確保、行財政改革の更なる推進による経常経費の削減など歳出全般にわたる徹底した見直しと予算配分の重点化、効率化を図るよう努めてまいります。財政状況については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の本格施行により決算における財政健全化判断比率 4 指標や公営企業における資金不足比率の公表を義務付けており、一定基準を超えれば、財政健全化計画を、更に悪化すれば財政再生計画などを策定することになります。本町においても行政組織のスリム化、効率化と、より一層の財政運営の健全化を図り、多様化する町民ニーズに対応するとともに、財政基盤の強化を推進してまいります。

第 3 に、共に支えあう、健康と福祉のまちづくりでは、少子高齢化社会が進む中で、子どもから高齢者まで全ての町民が支えあって、安心して暮らせるまちづくりに取り組んでまいります。少子化子育ての関係では、佐用保育園の改築をはじめ、各保育園での保育の充実や、学童保育の実施、子育て支援センター建設による子育て全般にわたる支援体制と、幼児教育の推進。また、妊婦健康診査の充実や、乳幼児医療費助成制度の中学生までの拡充を図ります。高齢者、障害者の方たちが、地域で安心して生活できるように、外出支援事業や介護予防事業の推進とあわせて活動助成支援をしてまいります。また、地域の救急医療体制の確保、小児科、婦人科医療の確保対策や、特定健診、ガン検診などの予防事業の推進による保健医療、福祉の充実を図ってまいります。

第 4 に、美しい水と緑の環境を守り育てるまちづくりでは、循環型社会の構築のため、広域ごみ処理施設の整備を進め、ごみの減量化や資源の再生利用など、分別収集に向けた取り組みを進めて参ります。また、美しい田園風景や森林の保全、河川の水質保全のための事業にも取り組んでまいります。

第5に、快適で便利な定住と交流のまちづくりでは、少子高齢化の進行や、人口減少の中、雇用促進住宅を買い上げ、若年世代の定住対策を推進するとともに、JR姫新線の高速度事業や、地域公共交通の維持確保、生活道路の改良、維持修繕の促進や、交通安全施設の整備、消防防災対策の充実による町民が安心して生活できる対策にも積極的に取り組んでまいります。また、さようチャンネルを更に活用した生活情報や地域情報を提供するなど番組内容の充実にも努めてまいります。

第6に、生きる力と豊かなところをはぐくむ教育と文化のまちづくりでは、少子化が益々進む中で、将来を担う児童生徒が健やかに、生き生きと学校生活を送り、健全に育成するための学校規模の適正化の検討を進めながら、施設整備は勿論であります。学校・家庭・地域全体で取り組む教育環境の整備にも取り組んでまいります。学習指導要領改訂による環境整備を図るために、小学校では、平成23年度から導入される外国語教育に対応するためのALTを雇用し、教師の指導補助にあたらせるとともに、中学校の英語教育の充実にも活用するなど、計画的に順次整備をしてまいります。スクールアシスタントによる特別支援教育の推進も引き続き実施してまいります。施設整備では、本年度に予定をしておりました、久崎、三日月小学校のプール建設工事や、幕山小学校体育館耐震工事などは20年度に前倒しで実施をいたします。11月にウエスト神姫が休止を予定している3路線の通学対策として、運行計画の見直しとあわせて、スクールバス1台の購入も行います。青少年関係では、教育委員会に青少年育成センターを設置し、青少年の非行防止、教育相談など健全育成に取り組んでまいります。また、生涯学習や社会体育を通じて、生きがいづくりや、健康づくりなど、こころ豊かな地域社会づくりに取り組むために、図書館の充実や、各地域の文化施設、スポーツ施設を活用した高年大学や各文化団体、スポーツ団体の活動の支援も行っていくとともに、更に、南光子ども歌舞伎など、伝統文化の継承にも引き続き努めてまいります。

第7として、地域の特性を生かした産業を活性化し、働く場を創出するまちづくりでは、経済状況の悪化による企業収益の減、失業者の増加など、企業誘致や産業の創出が非常に難しい環境にあります。町内企業と連携を密にしながら、できる限りの支援をしてまいります。農林業関係では、従事者の減少や、高齢化が進んでおりますが、生産基盤の整備、獣害対策などを推進して担い手の育成や、集落営農組織の育成などを通じて、農業の振興を図って参ります。林業では、間伐の促進や緊急防災林整備事業などを通じて、育林と災害に強い森づくりに取り組んでまいります。商工業においても、後継者の育成や、商店街活性化対策にも取り組んでまいります。また、自然や歴史文化、天文台など資源をいかした観光の促進や、農林業、商工業と連携した観光振興にも取り組んでまいりたいと思っております。

以上のような取り組み方針で編成をいたしました平成21年度一般会計並びに14特別会計の予算総額は、190億3,472万9,000円となりました。

水道事業会計は、収入額1億6,659万3,000円。支出額は、2億8,080万5,000円となっております。

厳しい経済状況の中ではありますが、町民皆様が安心して生活できるように全力で取り組んでまいり所存でございますので、議員各位のご協力をよろしくお願いを申し上げます。21年度の予算に対する施政方針とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（西岡 正君） 以上で施政方針は、終わりました。

なお、ここであらかじめ申し上げておきますが、議案書は予定案件として前もって配布いたしておりますので、ご熟読のことと思っておりますので、会議の進行上、以後の議案の朗読を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

日程第 4 . 発議第 1 号 播磨科学公園都市(にしはりまテクノポリス)への産科医療機関誘致に関する意見書(案)

議長（西岡 正君） 日程第 4、発議第 1 号、播磨科学公園都市(にしはりまテクノポリス)への産科医療機関誘致に関する意見書(案)を議題といたします。

発議については、議会運営委員長の説明を求めます。議会運営委員会委員長、松尾文雄君。

〔議会運営委員長 松尾文雄君 登壇〕

議会運営委員長（松尾文雄君） それでは、発議第 1 号の提案理由の説明を読み上げて、説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

播磨科学公園都市(にしはりまテクノポリス)への産科医療機関設に関する意見書(案)

わが国におきましては、少子高齢化と本格的な人口の減少社会を迎えております。また、兵庫県下におきましても少子高齢化の急速な進行により、人口構造が大きく変化しており、今後社会の持続的な発展に影響を及ぼすことが懸念されております。こうした高齢化社会という難しい時代にあって、子育て世代の定住こそが理想であり、そのためには、安心して出産できる環境の整備が施策の重要課題であります。緊急医療体制は概ね整備されておりますが、小児科をはじめ医療体制の不足という課題があります。特に西播磨地域のたつの市・相生市・上郡町・佐用町の 2 市 2 町人口 15 万 2,000 人につきましては産科病院がなく遠方医療機関に依存している現状です。これは妊婦にとって負担が大きく、特にリスクを抱えた人にとっては危険がさらに増す恐れがあります。

2 市 2 町における年間出生数 1,070 名人口の約 0.7 パーセントの出生数増加を図ることが過疎や少子高齢化を食い止める最大の抑制力となり、元気な市町勢の将来を託す推進力につながる大きな期待を抱いているところであります。

つきましては、播磨科学公園都市(にしはりまテクノポリス)に安心して子供を産める産科病院を早期に誘致開設していただきたく要望いたします。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

提出先におきましては、厚生労働大臣、舩添要一様。また、兵庫県知事、井戸敏三様宛に送りたいと思いますので、宜しくお願いします。

議長（西岡 正君） 発議に対する委員長の説明が終わりました。

本発議につきましては、本日即決したいと思っております。

これから質疑を行ないますが、ございますか。

〔矢内君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、矢内作夫君。

14 番（矢内作夫君） 今の説明で、だいたい願意の方は分からせていただいたんですが、今朝の説明で、たつの市と相生市が、ああいうふうな状況であるということになりますと。この意見書も、この文面は変えられて出されるおつもりですか。

議長（西岡 正君） はい。

議会運営委員長（松尾文雄君） たつの市、相生市、それぞれ事情あるかと思えますけども、文面におきましては、このままでいきたいというふうに思っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔矢内君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、矢内作夫君。

14 番（矢内作夫君） そのことは、2市は、了解はされておるわけ。

議長（西岡 正君） はい。

議会運営委員長（松尾文雄君） 佐用町におきまして、こういった意見書を提出するということは十分理解していただいております。できれば一緒にしたいという部分あるかと思うんですけども、それぞれの市内の動きがありますので、今回一緒にはならなかったということです。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） 先ほどの医院の関連にもなりますけれど、今朝ほど議長の方から意見書に出ています、たつの市、相生市、上郡町、それから本町の状況について口頭の説明があったわけですが、意見書提案にあたって改めて、本会議で、その状況などについてお聞かせいただけたらと思います。

議長（西岡 正君） はい、松尾文雄君。

7 番（松尾文雄君） 状況と言うと、逆に、あまり、たつの、相生のことを、私に聞かれても分からないというのが現実なんで、とりあえず出すということで、たつの市、相生市、上郡は、上郡で一緒にやりましょうということは言っておりますけれども、たつの、相生は、未だ、今回、この議会には間に合わなかったという部分ありますし、それぞれ市内での調整というものが残っているというふうには聞いておりますけども。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18番（平岡きぬ糸君） 本意見書が、にしはりまテクノポリスへの産科病院の誘致を要望するという表題での意見書でありますので、関係するたつの市は、新聞紙上などで、今朝ほども議長が口頭で報告されたように御津病院での産科。それから、相生につきましては、赤穂ですか、赤穂市との関係など、そういう状況がある中で、2市2町での要望ということで挙げられるわけで、そういった状況があるということの認識の上で出される意見書なんですけれど、本町の場合は、総合病院が2つありますし、町民からは、是非町内に産婦人科開設を望むという声もありますので、いずれにしても早急な開設が待たれている課題ですから、意見書につきましては、その方法として上げていくことについては、賛成なんですけれども、そういった面も是非今後も考慮して考えていただきたいと思うんですけれど、その点は、いかがでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、松尾文雄君。

7番（松尾文雄君） 議員おっしゃるとおり、地元にあるというのが一番ベストですけども、現実問題、中々難しいんかなということ、近隣と市町と協力できるところは協力する中で、産科医療いうものを充実していくというふうな方向で、今後、当然、近隣の市町にお願いしていくことが必要かなとは思っていますけど。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。はい、他に。
ないようですから、これをもって、発議に対する質疑を終結いたします。
これから、討論を行ないますが、まず、原案に反対討論の方ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結したいと思います。
これより、発議第1号を採決いたします。この採決は、挙手によって行ないます。
まず発議第1号は、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、発議第1号、播磨科学公園都市（にしはりまテクノポリス）への産科医療機関誘致に関する意見書（案）は、原案のとおり可決されました。

日程第5．議案第2号 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更について

議長（西岡 正君） 日程第5、議案第2号、兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更についてを議題といたします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） 　　ただ今、上程をいただきました議案第2号、兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更につきまして提案のご説明を申し上げます。

　　今回の改正は、平成21年3月31日付で、氷上郡多可衛生事務組合、兵庫県佐用郡佐用町・宍粟市三土中学校事務組合及び淡路市・洲本市広域事務組合が兵庫県市町村職員退職手当組合からの脱退に伴い、規約の変更をしようとするものでございます。地方自治法第290条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

　　ご承認をいただきますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 　　提案に対する当局の説明が終わりました。

　　本案につきましても、本日即決といたします。

　　これより質疑を行ないますが、ございますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） 　　はい、鍋島裕文君。

21番（鍋島裕文君） 　　では、質問をさせていただきます。この中の三土中学校組合の事務組合の関係でお伺いいたします。

　　脱退ということですから、この関係する職員がいないというふうに理解できるわけですが、そこで確認したいのは、この事務組合の職員が、この退手組合に入る職員が存在しないというふうになったのはいつからなのか。その点を、まず伺いたいと思います。

議長（西岡 正君） 　　はい、教育総務課長ですか。

〔教育委員会総務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） 　　はい。

教育委員会総務課長（坪内頼男君） 　　今現在は、臨時職員ということで対応しておりますけれども、いつから正職員が三土中学校の方の事務員としていたのが、いなくなったのかという期日については、ちょっと把握しておりません。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） 　　はい、鍋島裕文君。

21番（鍋島裕文君） 　　あわせて、もう1点、退手組合の規約ではね、その21条で、脱退の時には、双方の費用負担というのが規約にありますけれども、今回の、この三土中組合の場合は、そういう脱退費用負担というのはあるのかどうか、確認したいんですが。

議長（西岡 正君） 　　はい、お答えください。

〔教育委員会総務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育総務課長。

教育委員会総務課長（坪内頼男君） 脱退に対する費用負担はあります。宍粟市と佐用町の方で、そのルールに基づいて佐用町分を負担して脱退ということで精算させていただいてます。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） その佐用町負担分はいくらでしたか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。分かりますか。

教育委員会総務課長（坪内頼男君） 手元に、ちょっと資料がありませんので、また調べて報告させていただきます。

議長（西岡 正君） 鍋島議員よろしいですか。

21 番（鍋島裕文君） はい、分かりました。

議長（西岡 正君） はい、他に。ないようですので、質疑を終結いたします。これから、討論を行ないます。まず、原案に対する反対の討論はございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。これより、議案第 2 号を採決いたします。この採決は、挙手によって行ないます。議案第 2 号は、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、議案第 2 号、兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第 6 . 議案第 3 号 町道路線の変更について
日程第 7 . 議案第 4 号 町道路線の認定について
日程第 8 . 議案第 5 号 区域外道路の認定の承諾について

議長（西岡 正君） 日程第 6 ないし日程第 8 については一括議題といたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。

議案第 3 号、町道路線の変更について。

議案第 4 号、町道路線の認定について。

議案第 5 号、区域外道路の認定の承諾についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 3 号・議案第 4 号及び議案第 5 号について一括議題とされましたので提案のご説明を申し上げます。

最初に議案第 3 号、町道路線の変更についてでございますが、5 路線を上程をいたしております。

まず、整理番号 1-0043 番・中道線（なかみちせん）は、大坪地区ほ場整備事業に伴い、地区内の路線約 122 メートルを廃止し、起点を変更して町道路線の延長を 21 メートルにしようとするものであります。

次に、整理番号 2-0162 番・力万本線は、町道須安線道路改良工事に伴い、終点から手前約 28 メートルを廃止し、終点を変更して町道路線の延長を 467.5 メートルにしようとするものであります。

また、整理番号 2-0167 番・上月電装線に於いても、町道須安線道路改良工事に伴い、起点から約 19 メートルを廃止し、起点を変更して町道路線の延長を 48.5m にしようとするものであります。

次に、整理番号 2-0168 番・須安線は、道路改良工事及び力万橋の掛け替え工事に伴い、路線の起点を国道 179 号線接点に変更し経過地も一部変更して町道路線の延長を約 20 メートル伸ばして、1,488.5 メートルにしようとするものであります。

最後に、整理番号 2-0374 番・戦線（たたかいせん）は、下秋里・戦地区ほ場整備事業に伴い、地区内の路線約 264 メートルを廃止し、終点を変更して町道路線の延長を 110.5 メートルにしようとするものであります。

道路法第 10 条第 2 項の規定により、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

次に、議案第 4 号、町道路線の認定につきましての説明を申し上げます。町道路線の認定案件 3 路線を上程いたしております。

まず、整理番号 1-0522 番・庵前田下川原線（いおりまえだしもかわらせん）は、県道上三河平福線庵地内の道路改良工事の完了に伴い、県道の一部延長 330 メートルを旧道整備事業を経て、佐用町に移管されることになり、これを新規路線として認定しようとするものであります。

次に、整理番号 2-0581 番・久崎集会所前線（くざきしゅうかいしよまえせん）は、地元要望により本年度新設改良工事を行い、延長 48 メートルを新規路線として認定しようとするものであります。

最後に、整理番号 2-0582 番・幕山住宅線（まくやまじゅうたくせん）は、旧上月町営幕山住宅整備事業に伴い、延長 162 メートルを新規路線として認定しようとするものであります。

以上 3 路線の認定につきましては、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の承認をお願いいたしますのでございます。

次に、議案第5号、区域外道路の認定の承諾につきまして、提案のご説明を申し上げます。

美作市では、市町村合併に伴い平成19年度より市道台帳の整備が進められております。その中で美作市道の一部が佐用町域内を通過していることに伴い、道路法第8条第3項の規定により、次の3路線・区域外道路の認定承諾のお願いがありましたので、道路法第8条第4項の規定により議会の議決を求めるものであります。

まず、路線整理番号301-014号の美作市道日名倉線（みまさかしどう・ひなくらせん）延長1,365.5メートルで、佐用町奥海地内835番地9内の内、Aヶ所延長440メートル・面積2,000平米、及びBヶ所590メートル・面積2,360平米の2カ所が佐用町を通過するものであります。

次に路線整理番号516-005号の美作市道大内谷大聖寺線（みまさかしどう・おおうちだにだいしょうじせん）・延長3,904.6メートルの内、佐用町才金1110番地2地先（ちさき）から1086番地8の地先までの延長200メートル・面積1,180平米を経過する路線であります。

最後に路線整理番号522-001号の美作市道蓮花寺（みまさかしどう・れんげじ）1号線・延長2,663.5メートルの内、佐用町皆田578番地17地先から591番地1の地先までの延長430メートル・面積1,240平米を経過する路線であります。

以上、美作市道3路線の区域外道路認定の承諾につきまして、道路法第8条第4項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

以上3件一括してご説明を申し上げました。ご承認をいただきますようお願いを申し上げますとさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

議案第3号ないし議案第5号は、産業建設常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、議案第3号から順次質疑を行いますのでよろしくお願いをいたします。

議案第3号に対する質疑を行ないます。ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結いたします。

続いて、議案第4号に対する質疑を行ないますが、ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結いたします。

続いて、議案第5号に対する質疑を行ないますが、ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結いたします。

議案第3号ないし議案第5号は、会議規則第37条の規定により、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、議案第3号、町道路線の変更について。議案第4号、町道路線の認定について。議案第5号、区域外道路の認定の承諾については、産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第9 . 議案第6号 農業共済事業事務費の賦課総額及び賦課単価の決定について

議長（西岡 正君） 日程第9に入ります。
議案第6号、農業共済事業事務費の賦課総額及び賦課単価の決定についてを議題といたします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） ただ今、上程をいただきました議案第6号、農業共済事業事務費の賦課総額及び賦課単価の決定につきまして、提案のご説明を申し上げます。
賦課総額につきましては、363万6,099円、賦課単価については、前年度と同額で、水稻共済割は1,000分の2.7。麦共済割・家畜共済割及び畑作物共済割については、いずれも1,000分の5.0。園芸施設共済割は1,000分の2.0としております。
農業共済条例第5条第2項の規定により、議会の議決を求めますのでございます。ご承認をいただきますようお願いを申し上げます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明が終わりました。
本案につきましては、本日即決したいと思います。
これから質疑を行ないますが、ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですから質疑を終結いたします。
これから、討論を行ないますが、まず、原案に反対討論の方ありますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。
これより、議案第6号を採決いたします。この採決は、挙手によって行ないます。
議案第6号は、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、議案第6号、農業共済事業事務費の賦課総額及び賦課単価の決定については、原案のとおり可決されました。

日程第10 . 議案第7号 農作物共済の危険段階基準共済掛金率の改定について

議長（西岡 正君） 日程第 10、議案第 7 号、農作物共済の危険段階基準共済掛金率の改定についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 7 号、農作物共済の危険段階基準掛金率の改定について、提案理由のご説明を申し上げます。

農作物共済の掛金率は、農業災害補償法の規定により、3年ごとに改定することとなっています。今回の改定については、水稻は平成 21 年度産から平成 23 年度産まで、麦は 22 年度産から 24 年産まで適用するものでございます。

掛金率につきましては、県から指示された率に基づき、これを水稻 6 段階に区分し、麦は 1 段階とし、過去の被害率の高い地域は掛金率が高くなる制度となっております。今回別表のように改定するものでございます。

改定案につきましては、2 月 18 日開催の佐用町損害評価会において審議をいただき適正であるとの答申をいただいております。

ご審議をいただき、ご承認いただきますようお願いを申し上げ、説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

本案につきましても、本日即決といたします。

これから質疑を行ないます。質疑ございますか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） 質疑をさせていただきます。

単純なことなんですけども、この災害法によりますと、不服を申し立てることができると書いてあるんですけども、ああ、ここには書いてありませんけども、法の中に書いてありますが、今までに、不服申し立てをされたことがりますか。誰かから。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔農業共済課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、課長。

農業共済課長（田村章憲君） 不服申し立てはございません。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。はい、他に。

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これから、討論を行ないますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。
これより議案第7号を採決いたします。この採決は、挙手によって行ないます。
議案第7号は、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、議案第7号、農作物共済の危険段階基準共済掛金率の改定については、原案のとおり可決されました。

日程第11． 議案第8号 南光ひまわりの郷ふれあいセンター等の指定管理者の指定について

議長（西岡 正君） 日程第11、議案第8号、南光ひまわりの郷ふれあいセンター等の指定管理者の指定についてを議題といたします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました議案第8号、南光ひまわりの郷ふれあいセンター等の指定管理者の指定につきましては、南光ひまわりの郷ふれあいセンター、南光駐車場、佐用町長谷地域交流センターの3施設の指定の期間が平成21年3月31日をもって終了するため、管理を引続き指定管理者に行わせるものでございます。佐用町公の施設の指定等に関する条例第5条の規定「公募によらない指定管理者の候補者の選定」により選定を行いましたので、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定管理者を指定いたしたく考えております。

まず、南光ひまわりの郷ふれあいセンターと南光駐車場につきましては、南光ひまわりの郷ふれあいセンターはJR播磨徳久駅の「駅舎」でございまして、南光駐車場は南光ひまわりの郷ふれあいセンターに併設をいたしております。この2施設の指定管理者は、旧南光町商工会でございましたが、平成20年4月、佐用郡4商工会の合併により佐用町商工会となっております。引続き、佐用郡佐用町佐用3043番地1、佐用町商工会会長、春名和光氏を指定管理者に指定したく考えております。

次に、佐用町長谷地域交流センターにつきましても、引続き、佐用郡佐用町口長谷580番地、長谷地域づくり協議会会長、小林捷二郎氏を指定管理者に指定したく考えております。

指定の期間は、3施設とも平成21年4月1日から平成23年3月31日までの期間でございます。

それぞれの指定管理者は、安全で清潔な管理運営を心がけ、利用者に快適に施設を利用して頂けるよう、施設の清掃等の取組みに努めており、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

ご承認いただきますように、お願いを申し上げますとさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明が終わりました。
本案につきましても、本日即決といたします。

議案第 8 号に対する質疑を行ないますが、ございますか。

〔矢内君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、矢内作夫君。

14 番（矢内作夫君） この長谷の地域交流センターの協議会長として小林捷二郎さんが出られておるんですが、確認はされたんですか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（前澤敏美君） この 3 月末をもってですね、1 年間、1 年間と言いますか、去年させていただいておりますので、終了するというところでございまして、協議会とも相談をさせていただく中で引き続き指定管理を受けるという話の中で、今回、ご提案をさせていただくということでございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。ほかに。
ないようですので、質疑を終結いたします。
これから、討論を行ないますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので討論を終結いたします。
これより議案第 8 号を採決いたします。この採決は、挙手によって行ないます。
議案第 8 号は、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。
よって、議案第 8 号、南光ひまわりの郷ふれあいセンター等の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

日程第 12 . 議案第 9 号 佐用町昆虫館の指定管理者の指定について

議長（西岡 正君） 日程第 12、議案第 9 号、佐用町昆虫館の指定管理者の指定について、を議題といたします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 9 号、佐用町昆虫館の指定管理者の指定についてのご説明をいたします。
昆虫館は、佐用町をはじめとした子どもたちの体験的自然環境学習の拠点施設として活用を図るため、昨年 10 月から県から施設を譲り受け、今後の利用を考慮し、温室の撤去

等施設の改修・整備をいたしました。

今後、昆虫館の設置目的を効果的に達成するために、神戸市灘区六甲台1番1号 NPO 法人こどもとむしの会、代表理事長、内藤親彦（ちかひこ）氏と平成21年4月1日から平成23年3月31日までの2年間指定管理をするべく、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

ご承認をいただきますようお願いを申し上げ、説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

本案につきましても、本日即決としたいと思います。

続いて、議案第9号に対する質疑を行ないます。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ君。

18番（平岡きぬゑ君） 指定管理者との町との協定書が指定管理をすることによって結ばれると思うんですけど、その協定内容について概要を報告していただけないでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、教育総務課長。

教育委員会総務課長（坪内頼男君） 協定内容、協定書につきましては、今議会で議決をいただいた、その後、NPOと協定をさせていただきます。大まかな内容ですけれども、指定の期間につきましては、ここ上程させていただいておりますように、これから2年間。

それと、施設の改修等についてですけれども、その甲乙、佐用町とNPOとの費用負担を謳っております。管理施設の改修については、1件10万円以上については、町が負担すると。10万円未満の物については、NPOで負担していただくと。

それと、備品等の取り扱いですけれども、備品等につきましては、無償で貸与すると。

それと、指定管理料ですけれども、これにつきましては、基本協定の中では、毎年度1回5月に指定管理料を支払うと。指定管理料につきましては、また一般会計の方でご審議していただくことになっております。その額が決まれば、基本、年度協定の中で、指定管理料は謳うようになります。

それと、施設ですので、損害賠償等の取り決めを謳っております。火災に対する保険。あるいは、イベント等を主に実施していただくということで、第三者賠償保険、そういったものをNPOの方で負荷、（聴取不能）をしていただくという約束を入れております。

それと、この昆虫館を運営する中で、運営委員会、運営協議会を設置するというので、そういった条項も入れております。

以上、雑把な説明ですけれども、以上です。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。他に。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、新田俊一君。

2番（新田俊一君） ずっと前から何回か、これ説明してきていただいたんですけども、

僕もずっと、いつも不審に思っておったわけなんですけれども、町長の方から全てNPO法人にお任せするんだというふうなお話を聞いておりました。その後、指定管理者のことについての説明がございましたけれども、僕も、それちょっといっぺん言ったかと思うんですけれども、指定管理者を議会で決めて送り出しますと、これ責任が出てくるんじゃないかと思うんです。

それで、10万円以下の物についてはNPOが払うんだけど、それ以上ということになると、上限はいったどこまでぐらい佐用町がみないかんのんかとかね、そういったような制限っていうのがあるんですか、ないですか。それ、ちょっとお聞きしたいんですけども。

議長（西岡 正君） はい、教育総務課長、答弁。

教育委員会総務課長（坪内頼男君） 施設そのものは、町の施設ということで、そういった面で、基本的に線を引かせていただいているということと。

それと、施設につきましては、前からご説明させていただいたように、県の方の今回、今年度委託金をいただいて、約200何万ですけども、その委託金を元に、撤去だけじゃなしに、施設の中の、そういう施設についても改修させていただいて整備を図らせていただいておりますので、当面の間、大きな改修とか、そういうものについては、ないものと、こちらの方は思っております。

ただ、使用上の状況の中で、軽微な、使いやすい修繕等、そういうものは考えられるということで、それについては、10万円以下の金額を設定して対応していただくという、そういう基本的な考え方で謳わせていただいております。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、新田俊一君。

2番（新田俊一君） 僕がお聞きしたいのは、下限の方はいいんですけどね、上限は、どこまでみれるとか、どこまでだったら払うんだとか、そういったような何か、規格的なものがあるんですかということをお聞きしたいな思うんですけど。

議長（西岡 正君） はい、教育総務課長。

教育委員会総務課長（坪内頼男君） いろんなケースが考えられると思います。

通常の維持管理の上では、そういった上限を考えるようなケースは、少ないとは思いますが、例えば、台風とか地震とか、いろんな面での、施設そのものをダメージによって、金額的なものは考えられると思いますけれども、そういった面では、どこまでということは謳っておりませんが、そういう事態については、双方協議の上決定していくものだとは思っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、新田俊一君。

2番（新田俊一君） そんな、およそな考え方で、ちょっとね、おかしいんじゃないかと思うんですよ。もし、あのへんだったら、何言うんですか、山崎断層の非常に危険な地域のような状況があるわけなんですけれども、もし地震で壊れてもたら、佐用町が全部なおさなあかんとか、どうかというの、大変なことになるんでね、そんなことは、やっぱりきちっとした説明していただかないと、およそな説明では、ちょっとおかしいと思うんですけど。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 施設は、県から町が譲り受けて、町の町有です。ですから、その中での活動については、NPO法人が、その施設を指定管理の中で活用していただくということです。ですから、もし、その施設が、もう町としても、非常に費用が掛かるとか、そういう状態で破損して使えなくなった時、これは町の施設として廃止するということもあります。当然。また、それを必要であれば、いろいろと協議をした上でね、議会のご承認をいただき、協議した、提案をさせていただいた上で、また再建するということもあり得ると思いますけども、当面、当然、NPO法人というのは、その施設そのものを、今度、維持管理を全てしていくということではございません。その施設は、町の物であり、それを使って活用していくのがNPO法人というふうにご理解いただきたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですね。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君） 指定料の、金額ですけど、どういうふうな基準のたたき台なり金額を想定されておりますか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

教育委員会総務課長（坪内頼男君） 指定管理料につきましては、新年度の一般会計の中に計上させていただいておりますので、そこで議論、協議していただいたらいいと思いますけども、基本的には、指定管理料のベースになっているのは、基本的な館の維持管理経費、電気代とか、燃料費、それから、あそこにつきましては、し尿等のくみ取りもあります。それから、電話代とか、そういうものをベースに積算させていただいております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。はい、他に。
ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
これから、討論を行ないます。まず、原案に対する反対の討論ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第9号を採決いたします。この採決は、挙手によって行ないます。
議案第9号は、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、議案第9号、佐用町昆虫館の指定管理者の指定については、原案のとおり、可決されました。

日程第13．議案第10号 佐用町課設置条例及び佐用町議会委員会条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 日程第13に移ります。

議案第10号、佐用町課設置条例及び佐用町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵造典章君。

〔町長 庵造典章君 登壇〕

町長（庵造典章君） ただ今、上程いただきました議案第10号、佐用町課設置条例及び佐用町議会委員会条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、行政組織のスリム化、事務の効率化や住民サービスの向上を図るために農業共済課を廃止し、農林振興課に統合しようとするものであります。

また、議会の産業建設委員会の所管事項から農業共済課を削除するものでございます。ご承認賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

本案につきましても、本日即決といたします。

これから質疑を行ないますが、ございますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君） 職員が今、三日月にいるわけでございますけれど、この方たちは、佐用へ来るようになるんですか。

議長（西岡 正君） はい。はい、総務課長。

総務課長（達見一夫君） そうです。佐用の本庁の方に、今、計画をいたしております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番(鍋島裕文君) 提案説明のスリム化の問題でありますけども、町長に伺いたいのは、確かに課長がいなくなるのは間違いはないんですが、それによるスリム化というのは、どのように、どういう点を考えておられるのか、そのあたりをお願いいたします。

議長（西岡 正君） 町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） スリム化というのは、課が1つなくなるということでのスリム化です。端的には。

ただ、その業務としてですね、農業共済課の業務は、農林振興課、農林、そういう団体との非常に協力と関係の中で進めておりますので、本来、農業関係の一括した行政運営、行政を行っていくためにですね、統合しようというふうに考えているところでございます。

住民サービスと言いますか、そういう町民の皆さんの、いろんな農業振興なり、また農業の営農においてもですね、振興と保険、これを一体化したのものとして推進ができるものというふうに思っております。

〔 鍋島君 挙手 〕

議長（西岡 正君） 鍋島裕文君。

21 番（ 鍋島裕文君） 事務量からしてね、課長がいなくなるのは分かるのですが、職員数がどうなるという様なことは、これであり得るんですか。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 職員数につきましてはですね、実際、一カ所の1つのフロアで事務を行って参ります。ですから、若干の効率化も図れるんじゃないかと。その軽減も図れるんじゃないかというふうに思っておりますけれども、この点については、それ程、その課を統合して、今、課長は1つの農林振興課長が担当するという形になりますので、そういう面での職員数の削減という形が、今のところの限度ではないかなと思っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。はい、他に。

〔 松尾君 挙手 〕

議長（西岡 正君） はい、松尾文雄君。

7 番（ 松尾文雄君） 初歩的なことを、ちょっと伺うんですけども、まず農業共済っていうのは、どういった位置付けなんかな。ようは、分かりやすく言えば、森林組合とか、ああいう関係と、農業共済というのは、共済組合関係の部分だろうとは思うんですけども、そういったところから、言えば、どうなるんでしょうかね。農業共済というのは、あくまで別組織のもんじゃないかなと思うんですけども。その点、ちょっと伺いいたします。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 森林組合のようにですね、法人格を持ったものではありません。町の行政事務の1つです。ですから、それを、以前は、広域で行うということで、佐用郡4町が共同で行っていたということで、農業共済課というものをつくっていたわけです。それを、そのまま、新町としても引き継いだわけですけども、今回、町が1つ、1町になってですね、町の行政課の中に統合するというところでございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔松尾君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、松尾文雄君。

7番（松尾文雄君） 課の統合ということで、それは、まあまあしたらいいんかと思うんやけども、農業共済課が農林振興課の中にあるというのは、仕事上どうなんかなというのはありますね。

やはり、あくまで共済組合の関係ですから、別個やいうたら別個ですからね。そやから、元々別個であってもかまへん問題ですから、むしろ、それでいいんかなと言うて、ちょっと僕自身ね、スリム化することは、大変いいことだと思うんですけども、その農業共済が、その中に入るということに関して、自分自身十分理解できたらへんから余計かと思うんですけども、農業共済言うのは、あくまで委託事業みたいなものですからね。どう言うてええか分からへんけども、スリム化する、そこがちょっと違うんじゃないかなとは思っていますよ。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 全て、町長部局としての管理ですから、例えば、森林組合というのは、これは全く別の法人格を持って運営をしているわけです。ですから、確かに、農業共済というのは、農業共済組合というのがあって、その事務をやっているわけです。その事務としては、町行政としての事務、一般事務と一緒にですから、これはどこに統合するか、別に課を置いてするか、これは、町の自由だというふうに思います。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4 番（岡本義次君） この度、課長さん、支所長さんが、7、8人退職されると聞いておりますけれど、共済課がなくなるという方向で、農林振興課に引っ付くわけでございますけれど、例えば、他に、上下水道など同じ部屋で仕事をされておりますし、そういうふうな、もうひとつ、思い切って、そういう課長さん1人という様な格好にはならなかったんかどうか、そこらへん、他どんなんでしょうか。

議長（西岡 正君） ちょっと、関係ないけど、答えにくかったら。

町長（庵途典章君） 次々と、この組織の問題について、説明をさしたり、議論をしていくのも必要なんですけど、これ、議論すれば、いくらでもあると思います。

ただ、今回は、こういう形にさしていただき、そういう、将来的な状況としては、そういう下水道とか水道、これも管理だけにしていけば、一体的な管理検討することも必要だというふうにも思っております。それは、将来的な課題でございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、新田俊一さん。

2 番（新田俊一君） ちょっと、心配するわけなんですけども、今、時たま農林課へお邪魔するわけなんですけども、非常にこう、課がなくなったら、スリム化はするか分からないんですけども、あそこが何か、過密化してもて、仕事ができにくくなるんじゃないかという心配もあるんですけども、今度は、どこか、他へ変わられるんですか。あの中で、今度、すし詰めで行われるんですか。それ、ちょっとお聞きしたいんです。

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（達見一夫君） 今のところ、第2庁舎の1階ですか、農林振興課と商工観光課がございまして。商工観光課の方を本庁の総務、財政課、その並びに商工観光課を、今、そこへ持って行こうと、計画いたしております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。他に。
ないようですから、質疑を終結いたします。
これより、討論を行ないますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。
これより、議案第10号を採決いたします。この採決は、挙手によって行ないます。
議案第10号は、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、議案第10号、佐用町課設置条例

及び佐用町議会委員会条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第 14 . 議案第 11 号 佐用町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について

議長（西岡 正君） 日程第 14、議案第 11 号、佐用町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 11 号、佐用町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定についてのご説明を申し上げます。

この条例の制定は、地方公務員法第 58 条の 2 の規定に基づき、人事行政の公平性・透明性をより一層高めるために、職員の任用、勤務条件、服務等、その運営状況を取りまとめ、広く住民に公表するというものでございます。

現在においても、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」により、職員の給与・定員管理等を、佐用町公式ホームページや広報において公表いたしておりますが、それに加え、勤務条件、分限・懲戒の状況などを定期的に、より具体的に公表するために必要な事項を定めるものでございます。

ご承認いただきますように、お願いを申し上げます説明といたします。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

本案につきましても、本日即決といたします。

これから質疑を行ないますが、ございますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） 金谷英志君。

6 番（金谷英志君） 条例の、条例案の中にある第 3 条の 6 項、職員の研修及び勤務成績の評定の状況、これも報告事項に入っておりますけども、具体的に勤務成績の評定なんかは、どういうふうに、今、マニュアルみたいな、シートみたいなのがあって、これについての説明をお願いいたします。

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（達見一夫君） 今、その勤務評価等につきましては、前にも松尾議員でしたか、の質問を受けまして、今管理職で試行をやっています。

1 回目実施しまして、今、2 回目を実施しております。そういうものの結果等も、今度、この条例等に基づきまして、公表。そういう様な格好にしたいということで考えております。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） 報告事項としては、そのまま町長なり、任命権者が町長に報告するということですが、それをそのまま公表される。あるいは、例えば、職員の個人名が分かって、その評価が公表される、そういうことなんでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（達見一夫君） 今のところ個人名までの公表とは考えておりません。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） そういうふうにしますと、例えば、今まで議会に提出されるような給与の書いたたやつ、それが、ずっと出てきたやつを、例えば、ずっと公表、全部の8項目にわたって詳しく公表するということですが、そういうことになりましたと、個人名が分からなくて、住民にそれを、職員がどうしてるかというのを判断して、公表するということですから、具体的にそれが、公開する効果としては、住民はどういうふうに、それを知って、その住民が職員の評価をするというふうにお考えでしょうか。分かりますかね。

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（達見一夫君） 金谷議員も広報等、多分見ていただいたら分かると思うんですけど、今のところ人件費なんかの関係につきましても、トータル的なことしか、記載を公表いたしておりません。それらにつきましても、もう少し詳しく、平均年齢とか、平均の給料月額とか、そういう様なものも、今後、公表という格好の中で、より具体的、今までよりも詳細な格好での公表を計画いたしておりますので、町民にとりましても、町行政の運営、それから、そういう面におきましても、かなり今まで以上に分かりやすくなるんじゃないかと思っております。

議長（西岡 正君） はい、他に。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18番（平岡きぬ糸君） その公表の具体的なイメージとして、例えば、保育園などの保育士の勤務状態が、臨時職員が半分以上いるという様な実態があるわけですが、そういったことがよく分かるように公表したり、住民にとって、知ること、町政のことが分かるという、そういう効果を狙ってやられるということだろうと思うんですけど、今言ったような具体的な公表の仕方もされるんですか。

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（達見一夫君） 今のところにつきましては、正職のみでございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。
はい、他に。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君） 管理者は、もう試行されとるということでございますけれど、一般の方については、いつ頃やられるんですか。

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（達見一夫君） 一般の職員につきましても、ただ今、組合等協議をさしていただき、平成 21 年頃には、職員に対しての研修会等計画をいたしております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

4番（岡本義次君） はい。

議長（西岡 正君） 他に。ないようですから・・・

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） 石堂 基君。

1番（石堂 基君） 今現在、一部の職員に対して試行的に勤務評価なりを行っておるといことなんですけれども、これ、元々の本来の法の趣旨から言えば、財政状況なんかで、人件費がどうのこうのというふうな内容に趣旨に基づかな、ようは人事行政に関して、こういうふうな法律で、その内容について公表しなさいということにしとんですから、これ、個人名を伏せるっていうのは、果たして、その評価が妥当かどうかというのは、誰も判断ができないと思うんですよね。特に、それ以上のことは、まだまだ、試行期間なんで、申し上げるべきじゃないと思うんですけれども、じゃあ、その試行期間の間に、例えば、管理職の方の評価がされた内容を少なからずとも第三者が見て、これが妥当に評価されているかどうかということの評価しないと、それは試行の意味がないわけだと思うんです。ということは、その施行期間の間に管理職の評価がされたことを、役場内部だけで評価をしておいたら、これは、評価にはならないと思うんですけど。そのあたりは、いかがですか。

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（達見一夫君） 石堂議員のおっしゃることはよく分かりますけど、今のところは、

試行、管理職で2回、この3月31日をもって、半年半年で2回目終了するわけですがけれども、今のところは、その評価等につきましても、内部だけということで、外の方に公表するつもりは、今のところは持ってありません。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

1番（石堂 基君） 私が申し上げておるのは、公表しなさいということではなく、その施行期間の評価が妥当なものかどうかというのを第三者的に見ていただかないと、これは試行にはならないし、それが今後、一般の職員に対して使えるものなのかどうかということが、役場内部だけで検討され進められるというのは、非常に意味のないことだともうんですね。その為に、この法律が整備されて、人事行政に関してということ、公表しなさいということが、義務付けられているわけですから、それから言えば、少なからずとも、今現在試行で、お試し期間中の分については、少なくとも、議会等に対しては、氏名を伏せる等の配慮は必要かも分かりませんが、こういうふうな形でという評価システムを試行でやりましたと。で、どうですかという様なことは問いかける必要があるんじゃないかと思うんですが、町長、いかがですか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。町長。

町長（庵逄典章君） この評価っていうのは、本当に非常に難しいんですけども、この評価するためには、日頃の、それぞれの職務について、お互いに分かってないと評価できない。だから、第三者と言っても、全く役場以外の方が、その仕事の内容、また、その個人の日頃の仕事振りとか、いろんな業務について、分からない人に評価していただきたいのも、これも非常に無理なことです。ですから、やはり内部で、組織的に、それぞれの段階で評価していかざるを得ないのかなというふうに思います。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） 石堂 基君。

1番（石堂 基君） 最後になりますけども、あくまで試行期間ですから、そうした形、特に管理職の方においては、こういう議会の場面で私達議員とも接する機会も多く、また、そのやり取りの中で私自身が感じることもありますので、そうしたものが、例えば、本人の業務の内容の多いとか少ないとか、分野によっても違うと思いますけれども、ある一面、評価に値する目というものは持っているつもりです。それが、その評価に全て反映されるしなは別にして、試行期間の中で、そうした形、内部以外のところの意見も聞いて、そのシステム自身を作り上げるということも必要じゃないかと思うんです。

こういう評価システムに関しては、私、個人的には、非常に反対なんですけれども、だから、本当に正しく運営されるかどうか、正しく評価されるかということに非常に疑問を抱いてますので、そのことに関して、内部だけで進めるというのは、僕は、あまり好ましくないと思っております。その意見だけ申し上げておきます。

議長（西岡 正君） 他にございますか。

ないようですので、質疑を終結いたします。
これから、討論を行ないますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。
これより、議案第 11 号を採決いたします。この採決は、挙手によって行ないます。
議案第 11 号は、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、議案第 11 号、佐用町人事行政の
運営等の状況の公表に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。
ここで暫く休憩をしたいと思います。再開を 11 時 5 分といたします。

午前 10 時 53 分 休憩

午前 11 時 05 分 再開

議長（西岡 正君） それでは、休憩を解き、会議を再開します。

日程第 15 . 議案第 12 号 佐用町特定農山村地域活性化基金条例を廃止する条例について

議長（西岡 正君） 日程第 15 に入ります。議案第 12 号、佐用町特定農山村地域活性化
基金条例を廃止する条例についてを議題といたします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵迓典章君。

〔町長 庵迓典章君 登壇〕

町長（庵迓典章君） それでは、ただ今上程をいただきました議案第 12 号、佐用町特定
農山村地域活性化基金条例を廃止する条例につきまして提案のご説明を申し上げます。

特定農山村地域活性化基金につきましては、特定農山村法に基づいて基金を造成し、佐
用町の活力ある町づくりを推進する特定農山村地域活動支援事業に要する経費に充当して
参りました。

合併当時 536 万円ありました基金も残りわずかとなり、既に平成 20 年度予算におきま
して、基金残高全額を一般会計に繰り入れ、当該事業に充当する措置を講じており、所期
の目的を達成したと考えております。

また、今後追加の積み立て予定もございませんので、この際基金を廃止したいと考えて
おります。

ご承認いただきますようお願い申し上げます。提案の説明といたします。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明が終わりました。
本案につきましても、本日即決といたします。
これから質疑を行ないますが、ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結いたします。
討論ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。
これより、議案第 12 号を採決いたします。この採決は、挙手によって行ないます。
議案第 12 号は、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、議案第 12 号、佐用町特定農山村
地域活性化基金条例を廃止する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第 16 . 議案第 13 号 佐用町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について

議長（西岡 正君） 日程第 16、議案第 13 号、佐用町介護従事者処遇改善臨時特例基金
条例の制定についてを議題といたします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 13 号、佐用町介護従事者処
遇改善臨時特例基金条例の制定につきまして、提案のご説明を申し上げます。
平成 21 年度からの、介護従事者処遇改善を目的とした介護報酬の改定が行われますが、
これに伴う介護保険料の急激な上昇を抑制するため、その影響額を平成 21 年度において
は全額、22 年度においては半額を国庫で負担することとなっております。
そのため、前もって国庫負担相当額を同交付金として平成 20 年度会計において受け入
れ、次年度以降運用するため基金に積み立てようとするものでございます。
附則において、この条例の施行日、失効日も定めております。
ご承認をいただきますようお願い申し上げます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明が終わりました。
議案第 13 号は、厚生常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含み
の上、質疑をお願いいたします。
これから質疑を行ないます。ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結いたします。
ただ今、議題となっております、議案第 13 号は、会議規則第 37 条の規定により、厚生
常任委員会に付託することにしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 13 号、佐用町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定については、厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第 17 . 議案第 14 号 佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 日程第 17、議案第 14 号、佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） ただ今上程いただきました、議案第 14 号、佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

自治会長の報酬については、支払いの実態に応じた表現とし、青少年育成センターの設置に伴う運営委員の報酬を新たに加え、また学校医、保育園嘱託医の報酬等は、医師会との協定により、平成 20 年度県立学校医の報酬額の改正を参考に、今回改正するものでございます。

ご承認いただきますようお願いを申し上げ、提案理由のご説明といたします。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明が終わりました。
議案第 14 号は、総務常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いいたします。
これから質疑を行ないますが、ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結いたします。
ただ今、議題となっています、議案第 14 号は、会議規則第 37 条の規定により、総務常任委員会に付託することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 14 号、佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第 18 . 議案第 15 号 佐用町青少年育成センター設置条例の制定について

議長（西岡 正君） 日程第 18 に入ります。議案第 15 号、佐用町青少年育成センター設置条例の制定についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今上程をいただきました、議案第 15 号、佐用町青少年育成センター設置条例について、提案のご説明を申し上げます。

本条例は、青少年健全育成を、全町的な活動として展開していくための拠点となる機関として「青少年育成センター」を設置し、センターの業務、職員、運営委員会等の基本的事項を規定するものでございます。

業務内容は、補導や環境浄化、広報啓発、相談活動などと共に、関係組織や地域との連携、協力を得ながら活動をしていくこととなります。

青少年を育てる環境づくりは、町の主要施策でもあり、専任職員により活動推進体制をできるだけ早く、早期に整えて参りたいと考えております。

ご承認いただきますように、お願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

議案第 15 号は、総務常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑を、お願いいたします。

これから質疑を行ないますが、ございますか。

〔石黒君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石黒永剛君。

15 番（石黒永剛君） ちょっと、委員会に付託はいただいておりますけれども、事前にお尋ねいたします。

青少年の健全育成と、健全育成という捉え方はどの様に捉えたらよろしいか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔生涯学習課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、生涯学習課長。

生涯学習課長（福井 泉君） 青少年健全育成の捉え方でございますが、青少年が地域で健やかに育っていくように、その為のことでございまして、健全としての、かなり抽象的になりがちではございますが、将来の佐用町を担っていく子ども達が、健やかに、自分であるなことを、自分で決断して、自分で決心して、自分で判断して、自分で自分の道を切り開いていくと、そうした、少年像を描いて健全育成と考えております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

はい、他に。ないようですから、質疑を終結いたします。

ただ今、議題になっております、議案第 15 号は、会議規則第 37 条の規定により、総務常任委員会に付託することにしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） 異議なしと認めます。よって、議案第 15 号、佐用町青少年育成センター設置条例の制定については、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第 19 . 議案第 16 号 佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 日程第 19、議案第 16 号、佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程いただきました議案第 16 号、佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について提案理由をご説明申し上げます。

本条例の改正は、本年 7 月 1 日より、兵庫県の福祉医療費の助成に係わる関係要綱が改正されるためと、本町独自で行っております子育て支援施策の乳幼児等医療費の助成制度の対象者を、これまで小学 6 年生までとしていたものを、今回義務教育終了まで、つまり中学生にも適用範囲を拡大し、少子化対策及び、厳しい社会環境のなかで子育て中の保護者の負担の軽減を図ろうとするものでございます。

まず県の要綱改正によるものからご説明を申し上げます。現在、行われております福祉医療費助成制度には、65 歳から 69 歳までを対象とした「老人医療」、重度障害者を対象とする「重度障害者医療」、県の制度では、小学 3 年生以下を対象とする「乳幼児等医療」、また、母子家庭等を対象とする「母子家庭等医療費助成制度」の 4 種類から成り立っております。

今回の改正の主だった内容では、所得制限の見直しがされるものが「老人医療」「重度障害者医療」「乳幼児等医療」で、「老人医療」では、国における医療保険制度改革に対応するため、また「重度障害者医療」及び「乳幼児等医療」では、平成 18 年度から施行された「障害者自立支援医療」制度との整合をはかるためのものとされております。

なお、今回の見直しにあたっては、特に低所得者層の皆さんに重点的に配慮されたものでありますが、従来制度適用者で、今回の改正により適用外となられる皆さんに対しても激変緩和処置として、平成 23 年 6 月末までの経過措置も講じられることとなっております。

次に、外来及び入院時の一部負担金に変更されるものが「重度障害者医療」、「乳幼児医療」及び「母子家庭等医療」の 3 種類で、「重度障害者医療」及び「母子家庭等医療」では、一般層における外来診療で、1 医療機関あたり 1 回 500 円を限度に月 2 回までとされていたものが、1 回 600 円にと変更をされます。入院における負担限度額は、保険適用額の一割として、月額 2,400 円を上限とすることとなります。

また、乳幼児医療については、県制度において小学 3 年生以下について、外来診療を 1 医療機関につき 2 回を限度として 700 円だったものが 800 円に変更をされます。本町では、少子化対策として子育て世代の負担軽減を図るため、就学前の乳幼児については全額免除

とし、また、小学生については6年生までを対象として、一部負担金を除き助成してまいりましたが、今回、よりこの支援施策を強化するために、その範囲を義務教育終了まで、つまり中学生3年生までと拡大をいたします。これは外来、入院の共に適用し、県基準に準じた所得判定は行いますが、町内のほとんどの小・中学生に適用されることから有効な子育て支援施策になるものと考えております。現在、この乳幼児等医療助成制度は、県でも前向きに検討され、平成22年度からは、新たに「こども医療費助成制度」が創設され、現制度では適用外となる小学4年生から中学生3年生までの入院費用のみを助成することも検討されておりますので、本町としていたしましては、この際、現制度を拡大し、少子化対策、子育て支援施策の一環として考えておりますので、十分、ご審議の上、ご承認をいただきますように、お願いを申し上げ提案理由の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

議案第16号は、厚生常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑を、お願いいたします。

これから質疑に入りますが、ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結いたします。

ただ今、議題となっております、議案第16号は、会議規則第37条の規定により、厚生常任委員会に付託することにしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、議案第16号、佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例については、厚生常任委員会に付託することに決しました。

日程第20． 議案第17号 佐用町保健対策推進協議会条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 日程第20、議案第17号、佐用町保健対策推進協議会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました議案第17号、佐用町保健対策推進協議会条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の改正は、先に制定いたしております本条例の所掌事務のうち、「健康さよう21計画の策定に関すること」とあるのを、すでに平成18年度において計画策定済であることに鑑み、同計画を含めた「保健施策の評価等に関すること」と改めようとするものでございます。

ご承認いただきますようお願いを申し上げまして説明といたします。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

本案につきましても、本日即決といたします。
これから質疑を行ないますが、ございますか。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） 20 番、吉井です。

まず1つは、計画は18年度に作成されたので、それに変わって、保健施策の評価等に関することが入っておりますけれど、この点は、これまで計画作成後実施されてきたのかどうかという点と。

それから、第3条の(3)ですけれど、町民代表というところが、この度削除されておりますけれど、それは、必要ないのかどうか、お願いします。

議長（西岡 正君） はい、健康課長。

健康課長（井村 均君） 私は、異動してきまして、この最初のご質問ですけれども、本年度やっております。これにつきましても、健康さよう21の状況等、この委員さんの皆様方にご説明申し上げました。そして、来年度、食育推進計画を計画しておりますので、その点についても、いろいろとご協議を賜っております。

それから、住民代表ですけれども、これにつきましては、2項及び3項にございますので、あえて必要がないということで外させていただいております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。吉井議員。

はい、他に。ないようですから、質疑を終結いたします。

これから、討論を行います。討論ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第17号を採決いたします。この採決は、挙手によって行ないます。

議案第17号は、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、議案第17号、佐用町保健対策推進協議会条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第21．議案第18号 佐用町介護保険条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 日程第21、議案第18号、佐用町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） 　　ただ今、上程をいただきました、議案第 18 号、佐用町介護保険条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

　　今回の改正は、第 4 期介護保険事業計画におきまして、平成 21 年度から 23 年度における介護保険料を改定し標準年額 4 万 3,200 円、月額で 3,600 円とするものであります。

　　また、本条例附則において、介護保険法施行令附則に定める標準保険料率を負担する者のうち、公的年金等の収入金額及び合計所得金額の合計が 80 万円以下である者の負担割合を 0.83 と定め、年額 3 万 5,856 円とするものでございます。

　　ご承認をいただきますように、お願い申し上げます。

議長（西岡 正君） 　　提案に対する当局の説明が終わりました。

　　議案第 18 号は、厚生常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑を、お願いいたします。これから質疑を行ないますが、ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） 　　ないようですので、質疑を終結いたします。

　　ただ今、議題になっております、議案第 18 号は、会議規則第 37 条の規定により、厚生常任委員会に付託することにしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） 　　異議なしと認めます。よって、議案第 18 号、佐用町介護保険条例の一部を改正する条例については、厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第 22 . 議案第 19 号 佐用町営住宅条例等の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 　　日程第 22、議案第 19 号、佐用町営住宅条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

　　提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） 　　ただ今、上程をいただきました議案第 19 号、佐用町営住宅条例等の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

　　平成 19 年 4 月に東京都町田市の都営住宅で暴力団員による立てこもり発砲事件が発生したことを受け、国土交通省住宅局長より、公営住宅の入居者等の生活の安全と平穩の確保、公営住宅制度への信頼性の確保等のため、公営住宅における暴力団排除の基本方針が示されました。本町もこの趣旨を踏まえ、町営住宅等の入居資格に「暴力団員でないこと」を明記するとともに、同居申請や入居承継申請についても暴力団員は承諾しないこととし、さらに、関係施行規則を改正して、入居申込者などに暴力団員でないことを兵庫県警などの関係機関に照会することについての承諾を得ることとするものでございます。

　　また、この条例改正とあわせて、兵庫県佐用警察署と「暴力団員による町営住宅等の使

用制限に関する協定書」を締結する予定で、警察との連絡協調体制の確立や情報提供、必要な支援、助言を求めることなどを規定し、これにより、町と警察との連携強化及び情報交換の円滑化を図ることができ、本条例改正の実効性を伴うものとして期待しているところでございます。

なお、このたび提出した一部を改正する条例は、関連のある佐用町営住宅条例、佐用町営特定公共賃貸住宅条例、佐用町営改良住宅条例の3件であります。同様の内容でございますので、併せての提案とさせていただきます、ご承認をいただきますようお願いを申し上げます。併せて提案理由のご説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

議案第19号は、産業建設常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑を、お願いいたします。これから質疑に入りますが、ございますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君） この暴力団ということでございますけれど、今、わし脱退して入っておれへんと。元暴力団だったという人らに対しては、どんなんですか。

議長（西岡 正君） はい、建設課長ですか。

建設課長（野村正明君） 現に暴力団員でないということの証明が取れたらですね、それは、暴力団員じゃないですよ。

4番（岡本義次君） それで、入っておってもええということですね。

建設課長（野村正明君） えっ。

4番（岡本義次君） 入ってもいいということ。もう辞めておったら、脱退しておったら。

議長（西岡 正君） ちょっと待ってくださいね。ちょっと整理してから。

はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君） 元暴力団だって、今、私は、脱退しておるからということで、もう、それ除名言うか、外れておったら入ってもいいという、まあ。

議長（西岡 正君） はい、建設課長。

建設課長（野村正明君） 今、町長が説明しましたように、条例ができたあかつきにですね、県警と協定書を結びますので、その段階で情報交換して、そうであれば、妥当だというふうに判断します。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。他に。

〔大下君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、大下吉三郎君。

12 番（大下吉三郎君） この改正されるのは、これでいいんですけれども、現に既に町営住宅に街宣車等を持ちながら住宅に入っておられる方がいるわけです。そのへんについて、町当局はご存知なのか、もし、それが知らなければ、対処する方法があるんじゃないか。と言うのは、やはり住宅にいらっしゃる、町営住宅にいらっしゃる、いろいろな方々がいるわけですけれども、相当恐れられておるとというのが現状です。その車は町営の敷地内に駐車しておるということがあるわけです。ご存知ですか。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） いいえ、私の方は把握をいたしておりませんが。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔大下君 挙手〕

議長（西岡 正君） 大下吉三郎君。

12 番（大下吉三郎君） はっきり申し上げて、久崎の住宅にあります。一度調査する必要があるのではないかなと、この様に思っています。

議長（西岡 正君） 答弁は、結構ですか。

12 番（大下吉三郎君） はい、結構です。

議長（西岡 正君） はい、他に。ないようですので、質疑を終結いたします。

ただ今、議題になっております、議案第 19 号は、会議規則第 37 条の規定により、産業建設常任委員会に付託することに決したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 19 号、佐用町営住宅条例等の一部を改正する条例については、産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第 23 . 議案第 20 号 佐用町農業共済条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 日程第 23、議案第 20 号、佐用町農業共済条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） 　　ただ今、上程いただきました議案第 20 号、佐用町農業共済条例の一部を改正する条例について、提案のご説明を申し上げます。

農作物共済の水稲共済における引受方式等の規定において、水田経営所得安定対策との関連で、品質方式において模範条例の基準等のとおり規定している場合、出荷資料が得られない農家に対しても毎年、全筆実測調査を行い、品位判定を実施できるように条例を改正するものでございます。

ご承認いただきますように、お願いを申し上げます。提案の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 　　提案に対する当局の説明が終わりました。

議案第 20 号は、産業建設常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いいたします。

これから質疑を行ないますが、ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） 　　ないようですので、質疑を終結いたします。

ただ今、議題となっております、議案第 20 号は、会議規則第 37 条の規定により、産業建設常任委員会に付託することに決したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） 　　ご異議なしと認めます。よって、議案第 20 号、佐用町農業共済条例の一部を改正する条例については、産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第 24 . 議案第 21 号 佐用町個別排水処理施設管理条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 　　日程第 24、議案第 21 号、佐用町個別排水処理施設管理条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） 　　ただ今、上程をいただきました議案第 21 号、佐用町個別排水処理施設管理条例の一部改正について、提案のご説明を申し上げます。

ご承知のとおり、浄化槽の設置及び管理方式は、合併前は、各 4 町とも、異なっておりましたが、逐次、統合を図り、町内一本化のため、さわやか協議会を解散し、佐用町個別排水処理管理条例による町管理の生活排水処理特別会計で一括管理することといたしました。

今回の条例改正は、合併前の旧、佐用町の条例で設置または寄付により町に帰属した浄化槽の管理条例を、町が設置または帰属を受けたすべての浄化槽区域の浄化槽を管理するための条例整備であります。

また、条項の表現を見直すものでありますが基本的な管理の内容変更はございません。
従来のさわやか協議会で管理していた浄化槽も、個別浄化槽管理条例に準拠の統一した管理をしており、寄付を受けた浄化槽についても、今後も、町職員が管理のお世話をする内容と、使用料金に変化はございません。

ご承認をいただきますように、お願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

議案第 21 号は、厚生常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑を、お願いしたいと思っております。これから質疑を行ないませんが、ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結いたします。

ただ今、議題となっております、議案第 21 号は、会議規則第 37 条の規定により、厚生常任委員会に付託することに決したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 21 号、佐用町個別排水処理施設管理条例の一部を改正する条例については、厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第 25 . 議案第 22 号 佐用町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 日程第 25、議案第 22 号、佐用町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました、議案 22 号、佐用町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案のご説明を申し上げます。

改正する条例は、第 19 条（一般廃棄物処理の手数料）の別表中、項目に収集区分及び種類のなかで「不燃物粗大」を「粗大ごみ」に改めるものでございます。

粗大ごみの収集につきましては、以前から不燃粗大ごみの収集を年 2 回春と秋に実施しており、可燃粗大ごみについては、直接クリーンセンターへ搬入していただいておりますが、近隣市町においては定期的に収集されていることや、高齢化に伴い直接搬入手段がないことなどの理由により、昨年秋に、初めて試験的に実施したところ、可燃粗大ごみのなかでも布団類が半数近くあり、続いてタンス・食器棚など、大型家具類が多く出されておりました。このことから本年、本格実施に向けて取り組むため、不燃及び可燃粗大ごみを区別なく、合わせて収集が実施できるよう条例の一部を改正いたしたく思っております。

ご承認賜りますようお願いを申し上げ、提案のご説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明が終わりました。
本案につきましては、本日即決いたします。
これから質疑を行ないますが、ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですから質疑を終結いたします。
討論を行ないますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。
これより、議案第 22 号を採決いたします。この採決は、挙手によって行ないます。
議案第 22 号は、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、議案第 22 号、佐用町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第 26 . 議案第 23 号 佐用町三河基幹集落センター条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 日程第 26、議案第 23 号、佐用町三河基幹集落センター条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 23 号、佐用町三河基幹集落センター条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。
三河基幹集落センターは昭和 53 年に建設され地域の方たちの交流拠点として現在に至っております。
この度、三河地域づくり協議会が事業主体により県民交流広場事業で拠点施設として改修が施行されました。
なお、屋根と外壁については町の予算で改修したところであります。
内部の和室を洋室に変えて会議やイベントをしやすいようにいたしました。このため、条例第 6 条にあります使用料の別表中、「和室」を「会議室」に改正するものでございます。
また第 4 条にあります使用許可申請書の様式を改正するものでございます。
ご承認いただきますように、お願いを申し上げます、提案の説明といたします。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明が終わりました。
本案につきましても、本日即決いたします。
これから質疑を行ないますが、ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結いたします。
これから、討論を行ないますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。
これより、議案第 23 号を採決いたします。この採決は、挙手によって行ないます。
議案第 23 号は、原案のとおり、可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、議案第 23 号、佐用町三河基幹集
落センター条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第 27 . 議案第 24 号 佐用町学校給食施設条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 日程第 27、議案第 24 号、佐用町学校給食施設条例の一部を改正す
る条例についてを議題といたします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵迢典章君。

〔町長 庵迢典章君 登壇〕

町長（庵迢典章君） ただ今、上程いただきました議案第 24 号、佐用町学校給食施設条
例の一部を改正する条例について、提案のご説明をいたします。
平成 21 年 4 月 1 日より、幕山小学校給食施設を廃止し、業務を佐用学校給食センタ
ーに移行するため、佐用町学校給食施設条例第 2 条の表の幕山小学校学校給食施設の項を削
除するものでございます。
ご承認をいただきますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明が終わりました。
議案第 24 号は、総務常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含み
の上、質疑を、お願いいたします。これから質疑に入りますが、ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結いたします。
ただ今、議題となっております、議案第 24 号は、会議規則第 37 条の規定により、総務常
任委員会に付託することにしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 24 号、佐用町学校給食施

設条例の一部を改正する条例については、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第 28 . 議案第 25 号 佐用町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について

議長（西岡 正君） 日程第 28、議案第 25 号、佐用町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程いただきました議案第 25 号、佐用町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について提案のご説明を申し上げます。

この条例は、分権時代の地方公共団体における職員の任用や勤務形態の多様化に際しまして、専門的知識を有する者の任期付採用の拡大、短時間勤務など、任用・勤務形態の多様化を図り、もって、公務のより一層の能率的運営を目的とした、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき、制定するものでございます。

この条例の運用につきましては、この 4 月 1 日から個人住民税特別対策に係る兵庫県職員の併任職員に適用させ、この職員が、週に 2 日程度来町するという勤務実態から、「任期付短時間勤務職員」に併任し、徴税吏員証を交付し、徴税業務に従事いただくというものでございます。

ご承認をいただきますようお願いを申し上げます。提案の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

議案第 25 号は、総務常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑を、お願いいたします。

これから質疑を行ないますが、ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結いたします。

ただ今、議題となっております、議案第 25 号は、会議規則第 37 条の規定により、総務常任委員会に付託することに決したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） 異議なしと認めます。よって、議案第 25 号、佐用町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定については、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

ここで、昼食のため休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

〔教育委員会総務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい。

教育委員会総務課長（坪内頼男君） 鍋島議員からご質問のあった、三土中学校の組合の脱退の件で、ご質問の正職員が退職した年と、それから、脱退の精算負担金の件ですけれども、職員が退職したのは、昭和 57 年度末です。それ以後、臨時職員化しております。

それから、脱退精算負担金ですけれども、合計額は 71 万 9,671 円です。佐用町負担分が 44 万 6,196 円。44 万 6,196 円、以上です。

議長（西岡 正君） 鍋島議員よろしいですか。

21 番（鍋島裕文君） はい、分かりました。

議長（西岡 正君） ここでお諮りします。昼食等のため、午後 1 時まで休憩したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、その様に決めます。

午前 1 1 時 4 5 分 休憩

午後 0 1 時 0 0 分 再開

議長（西岡 正君） それでは、休憩を解き会議を再開しますが、教育委員会の岡本推進課長におかれましては、昨日の事故の関係で、ちょっと 1 時間ほど休むということがございますので、ご理解願いたいと思います。

-
- 日程第 29 . 議案第 26 号 平成 20 年度佐用町一般会計補正予算案（第 5 号）の提出について
日程第 30 . 議案第 27 号 平成 20 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について
日程第 31 . 議案第 28 号 平成 20 年度佐用町老人保健特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について
日程第 32 . 議案第 29 号 平成 20 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
日程第 33 . 議案第 30 号 平成 20 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について
日程第 34 . 議案第 31 号 平成 20 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
日程第 35 . 議案第 32 号 平成 20 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について
日程第 36 . 議案第 33 号 平成 20 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について
日程第 37 . 議案第 34 号 平成 20 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について
日程第 38 . 議案第 35 号 平成 20 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について

- 日程第 39 . 議案第 36 号 平成 20 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案(第 2 号)の提出について
- 日程第 40 . 議案第 37 号 平成 20 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算案(第 2 号)の提出について
- 日程第 41 . 議案第 38 号 平成 20 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案(第 2 号)の提出について
- 日程第 42 . 議案第 39 号 平成 20 年度佐用町水道事業会計補正予算案(第 2 号)の提出について

議長(西岡 正君) 日程第 29 に入ります。

日程 29 ないし日程 42 については一括議題といたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(西岡 正君) ご異議なしと認めます。

議案第 26 号、平成 20 年度佐用町一般会計補正予算案(第 5 号)の提出について。

議案第 27 号、平成 20 年度国民健康保険特別会計補正予算案(第 3 号)の提出について。

議案第 28 号、平成 20 年度佐用町老人保健特別会計補正予算案(第 3 号)の提出について。

議案第 29 号、平成 20 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案(第 2 号)の提出について。

議案第 30 号、平成 20 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案(第 3 号)の提出について。

議案第 31 号、平成 20 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案(第 2 号)の提出について。

議案第 32 号、平成 20 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案(第 3 号)の提出について。

議案第 33 号、平成 20 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案(第 3 号)の提出について。

議案第 34 号、平成 20 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案(第 3 号)の提出について。

議案第 35 号、平成 20 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案(第 2 号)の提出について。

議案第 36 号、平成 20 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案(第 2 号)の提出について。

議案第 37 号、平成 20 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算案(第 2 号)の提出について。

議案第 38 号、平成 20 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案(第 2 号)の提出について。

議案第 39 号、平成 20 年度佐用町水道事業会計補正予算案(第 2 号)の提出についてを、議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長(庵逄典章君) それでは、ただ今、一括上程をいただきました、議案第 26 号から

議案第 39 号につきまして、提案のご説明を申し上げます。

まず、議案第 26 号、平成 20 年度佐用町一般会計補正予算第 5 号につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8 億 5,447 万 7,000 円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 131 億 6,194 万 8,000 円に改めるものでございます。歳入からご説明申し上げます。

町税では、町民税において個人分は増額となるものの、法人分が減収となり、253 万 7,000 円を減額。固定資産税では、現年課税分の増額と滞納繰越分で上月カントリークラブ分 1 億 6,830 万円の収納により、2 億 76 万 8,000 円の増額、町たばこ税 600 万円の減額など、全体では 1 億 9,211 万 1,000 円を増額をいたしました。

分担金及び負担金では、中山間地域総合整備事業など分担金の精算見込によりまして、883 万 4,000 円を減額、負担金は老人保護措置費施設費負担金やにしはりま環境事務組合負担金などの精算見込により 390 万 5,000 円を減額をいたしました。

使用料及び手数料も、実績見込によりまして 720 万 9,000 円を減額いたしております。

国庫支出金では、8 億 1,129 万円を増額いたしました。主なものは、国庫負担金において、保険基盤安定負担金などの減により、114 万 6,000 円を減額。国庫補助金では、国の第 2 次補正予算における、「地域活性化・生活対策臨時交付金」4 億 135 万 3,000 円の増額、「定額給付金給付事業関係補助金」3 億 3,674 万 8,000 円の増額、「子育て応援特別手当関係交付金」996 万 4,000 円の増額や久崎小学校・三日月小学校のプール建設、幕山小学校体育館耐震補強工事にかかる「安心・安全な学校づくり交付金」6,500 万円の増額などで 8 億 1,243 万 9,000 円を増額いたしました。

次に県支出金は、9,262 万 7,000 円の減額。その主なものは、県負担金において、後期高齢者医療にかかる保険基盤安定負担金など 1,022 万 2,000 円を減額。県補助金では、中山間地域総合整備事業、新山村振興等農林漁業特別対策事業、ため池等整備事業等の農林漁業関係補助金や森林災害復旧対策事業補助金など、5,839 万 6,000 円を減額。委託金では、県営地籍調査事業委託金などで 2,400 万 9,000 円を減額をいたしました。

財産収入では、財産運用収入において、財政調整基金預金利子などの増で、1,514 万 5,000 円を増額。不動産売払収入は、土地売り払い代金 832 万円を減額をいたしました。

寄附金は、藤元氏から預かっておりました 500 万円を一般寄付金として計上をいたしました。また、土地改良事業の寄付金で 283 万 9,000 円を減額。ふるさと応援寄付金については、170 万円を増額計上いたしました。

繰入金では、財政調整基金繰入金を 2 億 4,700 万円減額。町単独農道舗装事業に充当の公共施設整備基金繰入金 1,400 万円の減額などをいたしました。

諸収入では、67 万 4,000 円を増額いたしました。主なものは、町税延滞金 223 万 2,000 円を増額。雑入関係は、平福郷土館の物件移転補償費を 21 年度予算に計上したことによる減額やそれぞれ精算見込によりまして整理し、190 万 6,000 円を減額いたしております。

町債では、2 億 1,350 万円を増額いたしました。主なものは、民生債で「佐用保育園・子育て支援センター」建設にかかる、合併特例事業債を 2,550 万円減額。農林水産業債では、県営ため池整備事業にかかる一般公共事業債 600 万円の減額、自治振興事業貸付分 400 万円の減額など。消防債は、タンク付消防ポンプ車や高規格救急車購入事業の入札減により、1,940 万円を減額。教育債は、国の交付金事業で整備予定の、久崎・三日月小学校のプール建設事業、幕山小学校体育館耐震補強事業にかかる学校教育施設等整備事業債で 7,300 万円を増額。上月小学校グラウンド整備事業の入札減により、合併特例事業債を 1,350 万円減額。学校給食センター建設事業にかかる合併特例事業債を 3 億 4,420 万円増額をいたしました。借換債は、過去に借り入れした高利率の起債を補償金免除による繰上

げ償還するにあたり、1億3,390万円を借り入れる予定でありましたが、公債費比率の適正化を図るなかで、借り入れせずに繰り上げ償還をいたしたく、全額減額をいたしました。

次に、歳出でございますが歳入同様、実績・精算見込によりまして整理いたしておりますので、主なものにつきましてご説明を申し上げます。

議会費は、精算見込みにより104万1,000円を減額。

総務費では、11億9,067万円を増額をいたしました。これは国の第2次補正予算による、経済対策、地域活性化・生活対策予算にかかる経費を、12日、地域活性化・生活対策事業費に12億1,563万円を追加計上をいたしました。主な経費については、21年度で予定していました事業を、この臨時対策交付金事業で前倒しして実施する工事費などを計上をいたしております。工事請負費7億4,450万円では、補助事業として、久崎・三日月小学校のプール建設や幕山小学校体育館の耐震補強工事を安全・安心な学校づくり事業で実施してまいります。また、単独事業では学校給食センター建設工事、農道舗装工事、道路防災・河川土砂浚渫工事、笹ヶ丘荘エレベーター設置工事、味わいの里等駐車場整備工事などを計上いたしております。委託料では、三日月保育園や三河・久崎小学校の耐震化実施設計、給食センター建設工事設計管理などの経費5,190万3,000円を計上。備品購入費では、消防本部の指揮車、消防団本部の指令車、クリーンセンターのパッカー車や災害対策備品などの購入費1,831万2,000円を計上。負担金補助及び交付金では、町民の暮らし応援券発行補助金4,250万円、獣害防止柵等設置補助金1,200万円や定額給付金3億2,654万円、子育て応援特別手当972万円を計上いたしました。そのほか、定額給付金や町民の暮らし応援券発行などに伴う、関係事務費、時間外勤務手当などを計上いたしております。

なお、2月の議員連絡会において説明をいたしました、学校給食センターの建設にかかる用地購入については、地権者の同意が得られそうにないために、町有地である東徳久の「センターひまわりの駐車場」に建設する計画で予算計上いたしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

合併体制整備事業は、入札減により680万4,000円を減額。

賦課徴収費では、電算システム開発委託料、固定資産税評価更新業務委託料や町税過誤納還付金など808万9,000円を減額をいたしております。

次に民生費は、5,833万5,000円を減額。社会福祉総務費では、地域福祉基金事業助成金で139万円の増、国民健康保険、介護保険の特別会計繰出金で976万3,000円の減。高齢者福祉費では、老人保護措置費など扶助費で、実績見込によりまして945万8,000円の減、朝霧園、老人保健特別会計繰出金で685万3,000円の増額。後期高齢者医療費では、繰出金で1,298万5,000円の減額をいたしております。児童福祉費の保育園費では、特殊建築物等定期報告業務委託料の減などで、215万4,000円を減額。児童福祉施設整備費では、佐用保育園・子育て支援センター建設費で、20年度施工分の出来高見込により2,848万1,000円を減額いたしました。

衛生費は、6,058万円を減額。主なものは、簡易水道事業など特別会計への繰出金や予防接種委託料、がん検診委託料、妊婦健康診査委託料、にしはりま環境事務組合負担金など事業の実績、精算見込により減額をいたしました。

次に、農林水産業費は1億3,656万2,000円を減額。農業費での主なものは、農地費、団体営ため池整備事業、中山間地域総合整備事業、山村振興対策事業、基盤整備促進事業、地籍調査事業などにおける入札減や事業実績見込により減額をいたしました。

林業費では、林業振興費の負担金補助及び交付金で、被害地造林補助金、緊急防災林整備事業補助金など実績見込による減額や治山事業における工事入札減などを整理いたしました。

商工費は、笹ヶ丘荘特別会計への繰出金の増額などで、105万1,000円を増額いたして

おります。

次に、土木費では 4,867 万 5,000 円を減額。主なものは、下水道費の特定環境保全公共下水道事業特別会計繰出金の 4,395 万 7,000 円の減額などでございます。

消防費では、1,977 万 2,000 円を減額。主なものは、常備消防費の備品購入費でタンク付消防ポンプ自動車及び高規格救急車購入の入札減でございます。

次に、教育費では 2,871 万 3,000 円を減額。主なものでは、県道拡幅事業により平福郷土館の移転工事を予定しておりましたが、21 年度に移転工事を実施するために今回 522 万 4,000 円を減額いたしました。その他は、各小中学校における管理、教育関係経費や社会教育、社会体育関係施設の経費を実績見込により精算をいたしております。

諸支出金は 1,643 万 4,000 円を増額いたしました。財政調整基金積立金等の利子の増及びふるさと応援基金積立金の増額でございます。

次に、予算説明書第 2 条、繰越明許の補正につきましては、5 ページ第 2 表、繰越明許費補正をご覧いただきたいと存じます。総務費で、地域活性化・生活対策事業関係で 12 億 1,792 万 1,000 円を、農林水産業費では、団体営ため池等整備事業で 1,392 万円を、平成 20 年度から平成 21 年度に繰越すものでございます。

第 3 条、地方債の補正につきましては、5 ページの第 3 表地方債補正内訳をご覧いただきたいと存じます。義務教育施設整備事業債で、地域活性化・生活対策臨時交付金で実施予定の、久崎・三日月小学校のプール建設工事、幕山小学校体育館耐震補強工事にかかる地方債 7,300 万円を。学校給食施設整備事業債では、学校給食センター建設工事にかかる地方債 3 億 4,420 万円を追加計上をいたしました。

以上、一般会計補正予算第 5 号の提案説明とさせていただきます。

次に、議案第 27 号、国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算に、歳入歳出それぞれ 925 万 1,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 22 億 6,577 万 7,000 円とするものであります。

歳入では、国庫支出金の療養給付費等負担金で、療養給付費分について 1,153 万 4,000 円の減となり、老人保健拠出金分で 513 万 2,000 円の減、後期高齢者支援金分で 503 万 4,000 円の減となり、合計で 2,170 万円の減となりました。高額医療費共同事業負担金においては 78 万 4,000 円の増となります。特定健康診査等負担金は、実績により 76 万 9,000 円の減となります。

財政調整交付金は普通調整交付金として、4,389 万 1,000 円の減でございます。

療養給付費等交付金では退職者療養諸費・現年分として 1,204 万 1,000 円の減となります。

県支出金は高額医療費共同事業負担金 78 万 4,000 円の増となりましたが、特定健康診査等負担金で 76 万 9,000 円の減、国民健康保険事業補助金・一般分療養諸費で 140 万円の減となります。

県財政調整交付金は、1,418 万 1,000 円の減でございます。

共同事業交付金は高額医療費共同事業交付金が 1,655 万 3,000 円の増、保険財政共同安定化事業交付金で 9,331 万 1,000 円の増であります。

財産収入 12 万 9,000 円の減は準備基金利子分であります。

繰入金は、一般会計繰入金の保険基盤安定繰入金で 90 万 5,000 円を、その他繰入で 703 万 2,000 円の減であります。

諸収入では、延滞金 21 万 9,000 円を見込んでおります。

歳出では、共同事業拠出金は高額医療費拠出金で 280 万 4,000 円の増、保険財政共同安定化事業拠出金で 969 万 3,000 円の増となります。

保健事業費は特定健康診査等事業費で 268 万 9,000 円の減となります。

基金積立金は準備基金の利子分 12 万 9,000 円を減額するものでございます。

以上、国民健康保険特別会計補正予算についてのご説明といたしました。

次に、議案第 28 号、佐用町老人保健特別会計補正予算（第 3 号）について、提案のご説明を申し上げます。

本予算の歳入歳出予算から 1 億 2,349 万 6,000 円を減額し、総額を 3 億 2,429 万 6,000 円とするものでございます。

本予算では、後期高齢者医療制度が昨年 4 月より始められたため、実質的には昨年の 3 月診療分の医療費と、県外の医療機関での受診分、医療機関の請求漏れや、レセプト点検における過誤の精算分、また、高額療養費分を見込んでおりましたが、ほぼ医療費の精算見通しが立つようになってきましたので今回、精算しようとするものであります。

まず歳入では、支払い基金交付金において 6,350 万 5,000 円を減額、国庫支出金において 4,819 万 3,000 円を、県支出金では 1,204 万 8,000 円を減額し、繰入金において 25 万円を追加をいたしました。

歳出につきまして、医療諸費において、医療給付費において 1 億 2,369 万 7,000 円を減額し、第 3 者行為等による手数料について 20 万 1,000 円を追加しようとするものでございます。

以上、簡単でございますが、老人保健特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 29 号、平成 20 年度佐用町後期高齢者医療特別会計の補正予算（第 2 号）について、提案のご説明を申し上げます。

本予算の歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 962 万 5,000 円を減額し、総額を 2 億 6,235 万 7,000 円とするものでございます。

まず、歳入よりご説明申し上げます。国における制度改正等により、保険料において年金からの天引きする特別徴収から、窓口納付や口座引き落としの普通徴収への振り替え分として同額の 2,900 万円を行い、また、制度改正分の電算システム改造費として、国庫支出金 336 万円を追加、繰入金では保険基盤安定繰入金 1,298 万 5,000 円を減額いたしました。

続いて、歳出では、制度改正分の電算システム改造費を歳入と同額の 336 万円を追加し、また、保険料の軽減処置に伴う公費負担分を実績見込みにより 1,298 万 5,000 円減額を致しております。

以上、後期高齢者医療特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 30 号、平成 20 年度介護保険特別会計補正予算（第 3 号）につきまして、提案のご説明を申し上げます。

事業勘定の歳入歳出それぞれ 711 万 2,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 17 億 8,678 万 5,000 円とし、サービス事業勘定の歳入歳出それぞれ 11 万 8,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 918 万 9,000 円に改めるものでございます。

まず、事業勘定の歳入についてご説明申し上げます。

保険料では 240 万円を減額、国庫支出金では、介護給付費負担金を 271 万 6,000 円増額、調整交付金 28 万 2,000 円、地域支援事業交付金 1 万 7,000 円それぞれ減額、介護報酬改正に伴うシステム改修費補助金 62 万 5,000 円、介護従事者処遇改善臨時特別交付金 1,189 万 4,000 円をそれぞれ増額しております。支払基金交付金では介護給付費交付金 498 万円を減額、地域支援事業支援交付金 654 万 1,000 円を増額、県支出金では介護給付費負担金 152 万 9,000 円を増額、地域支援事業交付金 8,000 円を減額しております。財産収入では介護保険給付費準備基金預金利子 20 万 3,000 円を増額、繰入金では、一般会計繰入金の

うち介護給付費繰入金 42 万 9,000 円、地域支援事業繰入金 29 万 8,000 円をそれぞれ減額、事務費等その他繰入金 109 万 9,000 円減額、介護給付費準備基金繰入金を 736 万 4,000 円減額いたしております。

次に、歳出についてご説明いたします。

保険給付費で主なものは、介護サービス等諸費を 463 万 8,000 円、支援サービス等諸費 69 万 2,000 円をそれぞれ減額、特定入所者介護サービス費を 232 万 7,000 円増額いたしております。地域支援事業費では、介護予防事業費 23 万 2,000 円、包括的支援事業費 32 万 9,000 円、任意事業費 100 万円をそれぞれ減額、基金積立金では、介護給付費準備基金積立金 20 万 3,000 円、介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金 1,189 万 4,000 円をそれぞれ増額いたしております。

次にサービス事業勘定の歳入についてご説明をいたします。

介護給付費収入では、居宅介護サービス計画費収入を 2 万 2,000 円、居宅支援サービス計画費収入を 9 万 6,000 円それぞれ減額いたしております。

歳出につきましては、サービス事業費では新予防給付ケアマネジメント委託料を 9 万円増額、諸支出金では一般会計繰出金を 20 万 8,000 円減額いたしております。

以上、介護保険特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 31 号、平成 21 年度佐用町朝霧園特別会計の補正予算（第 2 号）についての提案のご説明を申し上げます。

本予算の歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 39 万 8,000 円を減額し、総額を 1 億 2,865 万 9,000 円とするものであります。

まず、歳入よりご説明いたします。

入所者数の変動により、事業収入において 700 万 1,000 円を減額、不足分として、一般会計よりの繰入金 660 万 3,000 円を追加することといたしております。

続いて歳出の説明を申し上げます。歳出では、それぞれの費目において実績見込み額を精査し、調整を図っておりますが入所者居室のエアコン等において修理の必要が生じてまいりましたので、修繕料等を追加させていただきました。

以上、簡単でございますが朝霧園特別会計補正予算の提案説明とさせていただきます。

次に、議案第 32 号、平成 20 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）についての提案理由を申し上げます。

まず、第 1 条において、歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ 4,110 万 3,000 円を減額し、歳入歳出の総額を 9 億 4,373 万 5,000 円といたしております。

歳入より説明をいたします。

負担金においては、新規加入金を 110 万円追加し、工事負担金を 360 万円減額をいたしました。使用料については、収納実績等を勘案し、現年度分 700 万円減額をいたしました。繰入金については、財源調整により一般会計繰入金を 2,621 万 2,000 円減額をいたしました。雑入では、雨水管渠工事に伴う水道管移設補償費及び町道大畑線水道管移設補償費等 597 万 4,000 円減額をいたしました。

次に歳出の説明を申し上げます。

一般管理費において、消費税の確定により、124 万円減額をいたしました。現場管理費では、委託料において雨水管渠工事等の実施設計料 300 万円、施設清掃及び污泥搬出委託料 489 万円を減額し、合計 1,014 万 9,000 円減額をいたしました。工事請負費では、雨水管渠工事、町道末広久崎線水道管移設工事及びろ過膜洗浄工事費の減少により、1,206 万 3,000 円を減額をいたしました。建設改良費では、中央監視制御システム整備事業費の確定により 662 万 6,000 円、消火栓設置工事を次年度に繰り延べたことにより 308 万円を減額をいたしました。公債費では、償還利子の調整により 733 万 2,000 円を減額をいたしま

した。

以上、簡易水道事業特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 33 号、佐用町特定環境保全公共下水道事業補正予算（第 3 号）につきまして、提案のご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、6,507 万円を減額し、予算総額を 9 億 7,517 万 8,000 円と定めております。

まず、歳入では、分担金及び負担金で、事業費分担金 22 万 5,000 円を減額し、滞納繰越分で 40 万円を追加、新規加入負担金 261 万円、現年度使用料 400 万円、滞納繰越使用料 75 万円を追加し、下水道事業費の減に伴う、国庫補助金 1,280 万円、下水道事業債を 1,590 万円と、事業費減と維持管理経費等の節約減に伴う、一般会計繰入金、4,395 万 7,000 円を減額をいたしております。

次に、歳出では、管理費の一般管理費において、加入負担金差額調整交付金について、農集区域でなく公共下水道区域であったために、錯誤修正で 1 件 3 万 8,000 円を追加しております。現場管理費において、浄化センターの管理委託料の契約減、節約減で、1,020 万円を減額し、建設改良費では、円応寺橋の污水管移設が、本年度仮設工事のみの実施となったこと、及び、ミックス事業での不用額等で、工事請負費を 4,367 万 8,000 円、補償補填及び賠償金において、雨水排水事業での町水道移設補償費 420 万 3,000 円、物件移転補償費は、50 万円の全額を不用額として減額しております。公債費では、償還利子を 375 万 7,000 円減額いたしております。

以上、特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 34 号、佐用町生活排水処理特別会計補正予算（第 3 号）につきまして、提案のご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、186 万 7,000 円を追加し、予算総額を 3 億 9,969 万 3,000 円と定めております。

まず、歳入では、分担金及び負担金で、新規加入見込み減に伴う、加入負担金 67 万 5,000 円を減額し、使用料 6,000 円及び一般会計繰入金、253 万 6,000 円を追加をいたしております。

次に歳出では、浄化槽管理費において、さわやか協議会が 2 月解散し、町管理に伴う 3 月分の浄化槽管理費及び、電算システム開発委託料、556 万 2,000 円を追加し、消費税の確定に伴う不用額 110 万円を減額をしております。農業集落排水施設管理費の一般管理費では、加入負担金差額調整交付金 1 件 3 万 8,000 円は、公共下水道区域の錯誤であり減額いたしております。現場管理費委託料は、契約減等の節約で、190 万円を減額し、公債費の償還金利子、56 万 4,000 円を減額しております。

以上、生活排水処理特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 35 号、平成 20 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算（第 2 号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入に県指定管理料と使用料等の追加補正及び繰入金等の予算調整を行い、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ 139 万 6,000 円を増額し、歳入歳出の総額を 3 億 2,721 万 2,000 円としております。

内容につきご説明を申し上げます。

歳入では、使用料を 55 万円、県委託金を 119 万 9,000 円、雑入 6 万 7,000 円を増額し、基金預金利子を 2 万 6,000 円、一般会計繰入金 39 万 4,000 円を減額しております。

歳出では、人件費関係で 137 万 3,000 円の減額、グループロジック運営費で 18 万 7,000 円の増額、天文台公園運営費では修繕費、備品購入費等で 260 万 8,000 円の増額、基金積

立金利子を2万6,000円を減額をいたしております。

以上、西はりま天文台公園特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第36号、平成20年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算(第2号)につきまして、提案のご説明を申し上げます。

この補正予算の内容は、既定の歳入歳出から、歳入歳出それぞれ373万4,000円を減額し、予算総額を1億1,799万5,000円といたしております。

まず、歳入につきまして、収入見込みにより笹ヶ丘荘事業収入の使用料520万円、交流会館事業収入の使用料100万円を減額し、一般会計繰入金246万6,000円を増額いたしております。

歳出につきましては、笹ヶ丘荘管理運営費292万4,000円の減額で、その主なものは、需用費188万円、委託料30万円、公課費74万9,000円等の不用額であります。次に交流会館管理運営費81万円の減額で、その主なものは、需用費60万3,000円、役務費40万円、公課費15万円等の不用額及び委託料34万3,000円の追加額であります。

以上で佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算の提案の説明といたします。

次に、議案第37号、平成20年度歯科保健特別会計補正予算(第2号)につきまして、提案のご説明を申し上げます。

歳入歳出それぞれ259万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,492万5,000円に改めるものでございます。

まず、歳入についてご説明をいたします。

保険診療収入を1,020万円減額、一般会計繰入金を800万円増額、歯ブラシ売上料等雑入を39万7,000円減額いたしております。

次に、歳出についてのご説明をいたします。

総務管理費では、歯科医師報酬及び歯科衛生士賃金など人件費にかかわるものを173万1,000円減額、医業費では医薬材料費を16万6,000円、歯科技工委託料70万円をそれぞれ減額いたしております。

以上、歯科保健特別会計補正予算の提案の説明といたします。

次に、議案第38号、佐用町農業共済事業特別会計補正予算(第2号)についての提案のご説明を申し上げます。

今回の補正予算は既決の収入支出予算の総額に収入支出それぞれ61万8,000円を減額し、収入支出予算の総額を収入支出それぞれ1億1,255万6,000円とするものでございます。

内容といたしましては家畜共済勘定では引受増に伴い、5万2,000円を増額いたしております。

業務勘定におきまして、精算見込みによりまして67万円の減額となっております。

以上、農業共済事業特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第39号、平成21年度佐用町水道事業会計補正予算(第2号)についての、ご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、平成20年度水道事業予算第5条に定めた中央監視制御システム整備事業に係る債務負担行為を行うことができる事項、期間及び限度額を規定しておりますが、中央監視制御システム整備に伴うネットワーク化が平成20年度に完了することにより、既決予定限度額を全額減額するものでございます。

以上で、議案第26号から議案第39号まで14件、一括してご説明申し上げます。十分ご審議賜り、ご承認いただきますようお願いを申し上げます。説明を終わらせていただきます。

ちょっと、私の読み間違いがあるようです。朝霧園会計の予算で、歳入歳出のそれぞれ

1億2,965万9,000円に訂正をさせていただきます。

議長（西岡 正君） 議案第26号ないし議案第39号の、提案に対する当局の説明が終わりました。

ただ今議題にいたしております、議案第26号ないし議案第39号につきましては、3月13日の本会議を予定しておりますので、議事を打ち切りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。そのように決めます。

-
- | | | |
|--------|--------|--------------------------------------|
| 日程第43. | 議案第40号 | 平成21年度佐用町一般会計予算案の提出について |
| 日程第44. | 議案第41号 | 平成21年度佐用町国民健康保険特別会計予算案の提出について |
| 日程第45. | 議案第42号 | 平成21年度佐用町老人保健特別会計予算案の提出について |
| 日程第46. | 議案第43号 | 平成21年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案の提出について |
| 日程第47. | 議案第44号 | 平成21年度佐用町介護保険特別会計予算案の提出について |
| 日程第48. | 議案第45号 | 平成21年度佐用町朝霧園特別会計予算案の提出について |
| 日程第49. | 議案第46号 | 平成21年度佐用町簡易水道事業特別会計予算案の提出について |
| 日程第50. | 議案第47号 | 平成21年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算案の提出について |
| 日程第51. | 議案第48号 | 平成21年度佐用町生活排水処理事業特別会計予算案の提出について |
| 日程第52. | 議案第49号 | 平成21年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案の提出について |
| 日程第53. | 議案第50号 | 平成21年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案の提出について |
| 日程第54. | 議案第51号 | 平成21年度佐用町歯科保健特別会計予算案の提出について |
| 日程第55. | 議案第52号 | 平成21年度佐用町宅地造成事業特別会計予算案の提出について |
| 日程第56. | 議案第53号 | 平成21年度佐用町農業共済事業特別会計予算案の提出について |
| 日程第57. | 議案第54号 | 平成21年度佐用町石井財産区特別会計予算案の提出について |
| 日程第58. | 議案第55号 | 平成21年度佐用町水道事業会計予算案の提出について |

議長（西岡 正君） 次は、日程第43に入ります。

日程43ないし日程58については一括議題といたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。

議案第40号、平成21年度佐用町一般会計予算案の提出について。

議案第41号、平成21年度国民健康保険特別会計予算案の提出について。

議案第42号、平成21年度佐用町老人保健特別会計予算案の提出について。

議案第43号、平成21年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案の提出について。

議案第44号、平成21年度佐用町介護保険特別会計予算案の提出について。

議案第45号、平成21年度佐用町朝霧園特別会計予算案の提出について。

議案第 46 号、平成 21 年度佐用町簡易水道事業特別会計予算案の提出について。
議案第 47 号、平成 21 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算案の提出について。

議案第 48 号、平成 21 年度佐用町生活排水処理事業特別会計予算案の提出について。
議案第 49 号、平成 21 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案の提出について。
議案第 50 号、平成 21 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案の提出について。
議案第 51 号、平成 21 年度佐用町歯科保健特別会計予算案の提出について。
議案第 52 号、平成 21 年度佐用町宅地造成事業特別会計予算案の提出について。
議案第 53 号、平成 21 年度佐用町農業共済事業特別会計予算案の提出について。
議案第 54 号、平成 21 年度佐用町石井財産区特別会計予算案の提出について。
議案第 55 号、平成 21 年度佐用町水道事業会計予算案の提出についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今上程をいただきました、議案第 40 号から議案第 55 号までの、平成 21 年度佐用町一般会計並びに各特別会計予算案についての提案のご説明を申し上げます。

それでは議案第 40 号、佐用町一般会計予算から提案のご説明を申し上げます一般会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ 119 億 2,712 万円といたしております。

それでは、歳入から主なものにつきましてご説明を申し上げます。

町税につきまして、景気の悪化による就業者数、所得の減などで個人町民税の所得割及び法人税で大幅な減収見込みとなり、町税の総額は 23 億 2,210 万 7,000 円、前年度比 6,037 万 3,000 円 2.5 パーセント減を計上いたしております。

次に、地方譲与税や交付金関係は、前年度の譲与・交付見込み額や税制改正による見込額など地方財政計画の見込み数値を基礎に計上いたしております。なお前年度比率は当初比較で申し上げます。地方譲与税は、6.3 パーセント減の 1 億 6,430 万円を計上いたしております。内訳は、道路特定財源の一般財源化により新たに創設された、地方揮発油譲与税を 2,640 万円、自動車重量譲与税は 1 億 2,220 万円、地方道路譲与税は、地方揮発油譲与税への名称変更前の税収分を 1,570 万円を計上いたしました。

利子割交付金は 5.1 パーセント減の 1,690 万円。

配当割交付金は 12 パーセント減の 1,390 万円。

株式譲渡所得割交付金は 79.3 パーセント減の 120 万円。

地方消費税交付金は 2.9 パーセント増の 1 億 8,730 万円。

ゴルフ場利用税交付金は 6.8 パーセント増の 8,150 万円。

自動車取得税交付金は 43.1 パーセント減の 5,360 万円を計上をいたしました。税制改正後の交付金 4,080 万円と旧法による交付金 1,280 万円であります。

地方特例交付金は、住宅借入金等特別税額控除による減収や税制改正による自動車関係減税の一部補てんにより 202.2 パーセント増の 5,275 万 7,000 円を計上いたしました。

地方交付税では、地域の知恵を活かした事業を推進し、地域の雇用を創出するために必要な経費を算定する「地域雇用創出推進費」の創設により、4.1 パーセント増の 55 億 7,535 万 8,000 円を見込んでおります。

交通安全対策特別交付金は 500 万円を見込んでおります。

分担金及び負担金では 1 億 4,199 万 2,000 円、主なものは、県営ため池整備事業、中山

間地域総合整備事業の農道舗装、団体営ため池整備事業などの関係経費分担金や児童福祉施設負担金、老人保護措置費施設費負担金や外出支援サービス利用負担金、にしはりま環境事務組合負担金などがございます。

使用料及び手数料は2億8,338万8,000円、主な使用料は、福祉施設関係使用料、キャンプ場使用料、町営住宅使用料や町民プール使用料でございます。手数料関係では戸籍手数料、ごみ処理手数料やし尿処理手数料などがございます。

国庫支出金は2億3,225万1,000円、児童手当関係の国庫負担金、障害者支援費負担金、また国庫補助金関係では、障害者地域支援事業補助金、子育て支援センター建設に係ります次世代育成支援対策交付金、円応寺橋架け替えの地域活力基盤創造交付金などが主なものでございます。

県支出金は7億3,560万2,000円で県負担金関係では、児童手当負担金、国保軽減保険税負担金、後期高齢者医療軽減保険料負担金や障害者支援費負担金などがあります。補助金関係は、民生費では、医療費関係の補助金、障害者自立支援特別対策事業補助金、老人クラブ関係の補助金など、農林水産業費関係では、中山間地域総合整備事業補助金やため池等整備事業助成金、緊急防災林整備事業補助金などが主なもので、県委託金関係では、県民税徴収事務委託金、県知事選挙及び衆議院議員総選挙等に係る委託金、県営地籍調査事業委託金などが主なものでございます。

財産収入8,920万8,000円の主なものは、財産貸付収入では、雇用促進住宅駐車場、旧桂隆山荘や旧特別養護老人ホームなどの貸付、高度情報通信網の光ケーブル賃貸料を、また利子及び配当金は基金から生じます利子分を計上、土地開発基金運用収入は長谷残土処分場に係ります土地賃貸料を、不動産売払収入は、佐用の旧土木官舎跡地等の売払収入分を計上いたしております。

寄附金は、400万1,000円で、ふるさと応援寄付金400万円が主なものでございます。

繰入金は3億1,867万8,000円で、財政調整基金2億9,800万円の繰入、減債基金は合併振興基金の元利償還金の30パーセント相当分1,018万6,000円を、ふるさと応援基金は430万円を繰入るものでございます。

繰越金は、1,000円の名目予算。

諸収入1億8,093万1,000円は、延滞金加算金及び過料で300万円、町預金利子で350万円。受託事業収入は、他市町から町立保育園へ受け入れます民生受託事業収入、また公団造林受託事業収入は、弦谷・大内谷地域等の下刈、補植・間伐関係で、土木費受託事業収入は円応寺橋架け替え事業県負担分を、貸付金元利収入は、住宅新築資金等貸付金などの貸付金元利収入252万7,000円を、雑入は1億4,704万円を計上いたしております。

町債総額は14億6,714万6,000円で、総務債は7億3,424万6,000円で、内訳は、臨時財政対策債6億4,034万6,000円、情報通信基盤整備事業債、過疎対策事業債でありまして1,320万円、姫新線高速化事業債、合併特例事業債でありまして8,070万円を計上。民生債は4億840万円で、佐用保育園・子育て支援センター建設の児童福祉施設整備事業債を計上。農林水産業債は4,360万円で、合併特例事業債による、県営及び団体営ため池整備事業等を計上。土木債は2億7,820万円で、道路新設改良事業債2億7,350万円は、過疎対策事業債で2路線、合併特例事業債で道路改良や橋梁改良など9路線分、地方道路等整備事業債で1路線分を計上、また、弦谷・須山地域の急傾斜地崩壊対策事業を一般公共事業債で470万円を計上。教育債は270万円で、通学対策のスクールバス購入経費を過疎対策事業債で計上をいたしました。

次に歳出の主なものについてのご説明を申し上げます。

議会費は1億3,795万1,000円を計上いたしております。議員の皆様の報酬や職員給料等に係る経費が主なものでございます。

総務費は 15 億 9,081 万 1,000 円で、財産管理費では、旧土木官舎跡地造成工事費等 300 万円を、公用車購入等、備品購入費で 550 万円を計上。企画費では、ふるさと応援寄付金の記念品 126 万円、笹ヶ丘公園グラウンド活用計画、基本計画策定経費 350 万円、路線バス回数券購入経費 450 万円、地方バス対策補助金 2,517 万 1,000 円、播磨高原広域事務組合負担金 6,934 万円などを計上。このうち、こぶし苑の企業庁借入に係る経費を支払うため、本年度は 2,553 万 9,000 円を計上いたしております。まちづくり推進費では、「住民と行政との協働による自立したまちづくり」を推進する、地域づくり協議会等の活動助成、センター長報酬など関係経費 3,320 万円を計上。地域づくり推進費では、石井地域づくり協議会の拠点施設整備工事など 929 万 9,000 円を計上。情報通信施設費では、支障移設等保守工事や自主放送デジタル化工事費、地域番組制作経費など 7,335 万 1,000 円を計上。姫新線利用促進費は、三日月、播磨徳久駅前の駐車場整備工事費や姫新線輸送改善事業負担金など 9,434 万 7,000 円を計上いたしております。

徴税費関係では、徴税総務費で登記情報提供サービス利用料 120 万 4,000 円を、賦課徴収費では、固定資産税評価資料作成業務委託料 489 万 3,000 円、固定資産税評価更新業務委託料 2,200 万円などを計上いたしております。

選挙費では、町長選挙費で 1,327 万 2,000 円、県知事選挙費で 1,869 万 1,000 円、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費で 1,968 万 7,000 円などの選挙経費を計上。

統計調査費では、農林業センサス 443 万円など統計関係経費を計上いたしております。

次に民生費は 29 億 4,150 万 5,000 円で、社会福祉総務費では、社会福祉協議会助成金など各種団体助成金や国民健康保険、介護保険特別会計への繰出金など 6 億 4,122 万 1,000 円を計上。高齢者福祉費では、外出支援サービス事業経費、老人医療費、老人保護措置費や自治会等で実施していただく敬老会関係経費など 2 億 3,422 万 8,000 円を計上。後期高齢者医療費関係では、3 億 9,483 万 1,000 円を計上いたしております。障害者福祉費では、重度障害者(児)医療費、障害福祉サービス費関係経費として 3 億 8,581 万 8,000 円を計上。

児童福祉費、児童福祉総務費では、乳幼児医療費制度の中学校終了までの拡充経費など 5,676 万円を計上。児童措置費では、児童手当 1 億 3,701 万 1,000 円を計上いたしております。保育園費は、12 園にかかる経費を計上。児童福祉施設整備費は、佐用保育園・子育て支援センター建設経費 4 億 3,652 万 7,000 円を計上。子育て支援センター運営費は、建設後の運営費及びふるさと応援基金からの繰入れによる、絵本の購入費 100 万円を計上いたしております。

次に、衛生費は 11 億 3,316 万 8,000 円で、保健衛生総務費では、佐用町保健センターの冷暖房施設工事費 300 万円、救急医療・小児科、婦人科確保対策助成金 2,800 万円、簡易水道事業等特別会計繰出金などの経費 4 億 3,337 万円を計上。予防費では、乳幼児日本脳炎や高齢者インフルエンザ予防接種、がん検診委託料などの経費 4,848 万 3,000 円を計上。母子衛生費では、妊婦健康診査 14 回分の委託料 980 万円及び補助金 245 万円、不妊治療支援補助金などの経費 1,919 万 9,000 円を計上いたしております。清掃費では、にしはりま環境事務組合負担金 3,362 万 2,000 円が主なものでございます。塵芥処理費・し尿処理費は、施設維持管理の光熱水費、修繕料などの経費を計上。下水道費は、合併処理浄化槽設置整備事業補助金などが主なものでございます。

次に、農林水産業費は 8 億 9,198 万 1,000 円で、農業振興費では、農作物特産定着化対策補助金 1,454 万円、中山間地域等直接支払推進事業補助金 3,439 万 2,000 円などの経費 7,411 万 4,000 円を計上。地域農政対策事業費では、農業の担い手確保補助金など 2,236 万 1,000 円を計上。農地費では、中山間整備事業調査設計業務などの委託料 1,628 万 1,000 円、東徳久野田池揚水機、東徳久用排水工事、町単独土地改良事業などの工事費 1,740 万

円、県営ため池事業負担金 2,390 万円、町単独土地改良事業補助金 623 万円など負担金・補助金関係で 4,682 万円などを計上いたしております。団体営ため池整備事業費では、福沢地内の大塚池、田和地内の奥田池、才金地内の熊井池の改修経費など、7,519 万円を計上をいたしました。中山間地域総合整備事業費では、佐用地区農道舗装事業経費や水路改修事業の経費など、7,057 万 4,000 円を計上をいたしました。地籍調査事業費は、口金近地区・乃井野地区など 15 地区、25.89 平方キロメートルの地籍調査関係の経費 2 億 3,481 万円を計上をいたしました。

林業費、林業総務費では、三河・江川地区の町行造林地の機能増進 13.6 ヘクタール・間伐 16.7 ヘクタール・下刈 11.9 ヘクタールの事業委託料 699 万 9,000 円や有害鳥獣駆除活動補助金 750 万円などを計上。林業振興費では、町単独間伐事業補助金 2,484 万円や、県民みどり税事業として緊急防災林整備事業補助金 1,645 万円などの経費を計上。治山事業費では、小日山・才金・船越・弦谷地区の治山事業経費 831 万 5,000 円を計上いたしております。

次に、商工費は 1 億 5,328 万 9,000 円で、商工業振興費では、町商工会への助成金が主なものでございます。観光費では、道の駅県施設管理委託料、町観光協会補助金や特別会計への繰出金などを計上。商店街活性化・強化活動支援事業費では、後継者育成支援事業と活力ある地域づくり支援事業に対する助成金が主なものでございます。

次に、土木費では 11 億 5,565 万 3,000 円で、土木総務費では、急傾斜地崩壊対策事業などの負担金、土地開発基金繰出金は、基金利子と長谷残土処分場賃貸料分に係る経費を計上いたしております。

道路橋梁総務費では、道路台帳整備などの関係経費を計上。道路維持費では、自治会要望・課題等、通行の安全・安心確保のため道路維持修繕関係の工事費で 5,640 万円を、道路緑地帯等管理委託料や除雪・凍結防止剤等の散布作業委託料 715 万 3,000 円などを計上。道路新設改良費では、過疎対策事業、合併特例事業、町単独事業合わせて、町道 18 路線に係る工事請負費や測量・登記委託料・用地購入費・物件移転補償費などの経費、2 億 2,507 万 9,000 円を計上いたしております。交通安全施設整備費では、道路通行の安全性を高めるための、施設整備として工事請負費 560 万円を計上。橋梁新設改良費では、戦橋架け替え工事・円応寺橋架け替え工事に係る関係経費、1 億 3,767 万 5,000 円を計上。

河川総務費では、尾崎川修繕工事費や河川清掃工事費などの経費 2,422 万 8,000 円計上いたしております。

下水道費、上水道費、及び公共下水道費は、播磨高原広域事務組合等への繰出金でございます。

住宅管理費は、町営住宅 498 戸に係ります管理経費で消防法改正に伴い、昨年同様に火災報知器設置の経費、中上月住宅の下水道接続工事などの関係経費、6,347 万 3,000 円を計上。定住促進住宅管理費では、独立行政法人雇用・能力開発機構から雇用促進住宅の土地建物購入経費として、4,900 万円を計上いたしております。

次に、消防費は 5 億 4,369 万円で、常備消防費では、赤穂市消防本部に委託しております播磨科学公園都市分の消防業務経費 1,936 万 8,000 円を含む、消防本部の管理運営関係の経費 4 億 1,936 万 5,000 円を計上。非常備消防費では、団長以下の団員報酬及び退職消防団員報償金、消防団運営関係などの経費を計上いたしております。

次に、教育費は 10 億 5,261 万 5,000 円で、事務局費では、不登校児童生徒の通学教室を設置し、相談にあたる経費や理科おもしろ推進事業に係る経費、三土中学校事務組合負担金など学校、教職員関係の負担金・補助金などの経費を計上いたしております。特別支援教育推進費は、多動性障害等により行動面で著しく不安定な児童やその児童が在籍する学級への支援を行うためのスクールアシスタントを配置する経費 611 万 3,000 円を計上。

小学校費、学校管理費では、10 小学校にかかる管理、運営経費や修繕工事費など 1 億 2,202 万 2,000 円を計上。教育振興費では、教材用備品、図書購入経費や自然学校推進事業、就学援助費などの経費を計上いたしております。

次に、中学校費、学校管理費では、4 中学校にかかる管理、運営経費や佐用中学校木工室の机・椅子の取替工事、修繕工事など 6,147 万 3,000 円を計上。教育振興費では、教材用備品、図書、クラブ活動関係備品購入経費、トライやるウィーク推進事業や就学援助事業の経費を計上。通学対策費では、スクールバス購入経費 541 万 7,000 円や通学助成の自転車購入補助、バス定期補助 415 万 1,000 円などを計上をいたしております。

社会教育総務費では、子ども歌舞伎育成会・農村歌舞伎まつり実行委員会負担金など、地域で取組まれております活動助成金、負担金を計上。生涯学習振興費では、放課後子ども教室事業経費や人権啓発事業、各種講座など生涯にわたる学習関係経費を計上。図書館費は、図書の購入経費や管理運営などの経費を計上いたしております。スターシャワーの森運営費では、今年度もピアノのオーバーホール経費 132 万 7,000 円などの管理、運営経費を計上。久崎地区センター運営費では、地域の拠点施設の駐車場として活用するため、J A 久崎支店跡地の土地購入費 2,600 万円などを計上。昆虫館運営費は、県立昆虫館の無償譲渡を受け、N P O 法人に指定管理者として管理運営を委託する経費やふるさと応援寄付金を活用した標本箱購入経費など 271 万 5,000 円を計上いたしております。青少年育成センター運営費は、青少年の健全育成・非行防止・教育相談などの業務を行うために、4 月から設置予定の青少年育成センターの運営関係経費を計上いたしました。

保健体育総務費では、体育協会の補助金、町民体育祭運営委託料やマラソン大会にかかる経費を計上。スポーツ公園運営費、体育館運営費は、グラウンド、体育館にかかる、管理・運営経費を計上。町民プール運営費では、プール熱交換器入れ替え工事費 4,500 万円などを計上いたしております。

次に、公債費は、元利償還関係経費 22 億 4,465 万 4,000 円を計上。

諸支出金は、公営企業費で、出資金、繰出金で 3,978 万 6,000 円を。

基金費では、公共施設整備基金積立として、高度情報通信網営繕積立金 500 万円を計上、ふるさと応援基金は利息と合わせて 401 万 8,000 円を、その他、各基金から生じます利子分の積み立てを計上いたしております。

予備費は、1,000 万円を計上いたしております。

6 ページから 7 ページにかけましては、第 2 表、債務負担行為で固定資産税評価更新業務委託、佐用福祉会助成金、南光ひまわりの郷ふれあいセンター指定管理委託の期間・限度額を、第 3 表、地方債では、14 億 6,714 万 6,000 円の起債につきまして、起債の目的・限度額・起債の方法・利率等を記載いたしておりますのでご覧いただきたいと存じます。

以上が、一般会計予算の概要の説明でございます。

続いて各特別会計についてのご説明を申し上げます。

それでは、議案第 41 号、国民健康保険特別会計予算についての説明を申し上げます。

平成 21 年度の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 20 億 7,656 万 4,000 円で、前年度対比 9,293 万 9,000 円約 4.7 パーセントの増であります。

まず、歳入よりご説明いたします。

国民健康保険税は、一般被保険者分では医療給付費分、後期高齢者支援分及び介護給付費分の現年度分と滞納分併せて 3 億 4,789 万 9,000 円でございます。退職被保険者分は、同じく合計で 4,037 万 9,000 円であります。

国庫支出金の療養給付費等負担金は、3 億 5,629 万 3,000 円で、説明欄に記載のとおり、療養給付費分、介護納付金分、後期高齢者支援金分に分けられております。特定健康診査等負担金では基本健診、医師の指示健診、個別健診、保健指導に対する補助で、合計 169

万 6,000 円でございます。

普通調整交付金 1 億 6,071 万円は、療養諸費、高額療養費、移送費の一般被保険者分、後期高齢者支援金、及び介護給付費納付金に対する調整交付金でございます。

療養給付費等交付金 8,981 万 2,000 円は、療養諸費、高額療養費、移送費の退職被保険者分であります。

県支出金の前期高齢者交付金は、5 億 9,666 万 9,000 円でございます。特定健康診査等負担金は国庫支出金と同額の 169 万 6,000 円となります。

県財政調整交付金は、1 億 1,527 万 1,000 円でございます。

共同事業交付金の高額療養費共同事業交付金 2,932 万 8,000 円、保険財政共同安定化事業交付金 1 億 9,270 万 5,000 円は、いずれも同額を拠出金として支出するものでございます。

繰入金の一般会計繰入金は、ル - ルに基づき一般会計から繰り入れを受けるもので、内容は説明欄に記載のとおりで合計 1 億 2,351 万 3,000 円で、前年度対比約 408 万円の増でございます。

続いて、歳出についてのご説明をいたします。職員にかかる人件費関係については省略をさせていただきます。

保険給付費の一般被保険者療養給付費は 12 億円、退職被保険者等療養給付費は 9,600 万円、一般被保険者療養費は 1,000 万円、退職被保険者等療養費は 120 万円でございます。

高額療養費では一般被保険者高額療養費で 1 億 3,482 万円、退職被保険者等高額療養費で 960 万円を計上いたしております。

出産育児一時金は 18 件を見込み 684 万円を計上いたしております。

葬祭費は、60 件分 300 万円計上いたしております。

後期高齢者支援金は 20 年度より始まった、後期高齢者医療制度への支援金で、2 億 4,244 万 4,000 円となります。

介護納付金は 8,559 万円でございます。

共同事業拠出金は歳入で説明しましたように、高額医療費拠出金 2,932 万 8,000 円、保険財政共同安定化事業拠出金 1 億 9,270 万 5,000 円で、歳入と同額を計上しております。

保健事業費は特定健診、特定保健指導に係る経費で、賃金では健診当日及び結果説明会の看護師、管理栄養士の雇い上げ分、保健指導の管理栄養士の雇い上げ賃金として計 63 万 3,000 円を計上いたしております。報償費として講師謝金、運動講習で 12 万 6,000 円、需用費では検尿用消耗品、指導ファイル、万歩計、テキスト等 61 万を計上いたしております。委託料は特定健診に係るもので、1,550 人分の受診を見込んでおり 618 万 2,000 円を計上いたしております。

予備費は前年度同様に 1,000 万円を計上いたしております。

以上、国民健康保険特別会計予算の概要でございます。

次に、議案第 42 号、佐用町老人保健特別会計予算についての提案のご説明を申し上げます。

本予算の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,131 万 3,000 円といたしております。本会計の予算は、従来の老人保健制度から、昨年 4 月に発足した後期高齢者医療制度に移行したため、その残務処理として残っています医療費の精算分でございます。

まず、歳入より説明をいたします。

本会計はルールにより、歳入の約 50 パーセントの 560 万 2,000 円を支払基金交付金として、それに伴う国庫支出金は 366 万 7,000 円を、また県支出金は 91 万 7,000 円を、一般会計よりの繰入金 112 万 1,000 円を計上いたしております。

続いて、歳出をご説明申し上げます。

医療費の新たな発生はありませんが、過誤等による精算請求の医療費分 1,130 万円を計上いたしました。その他の費目は、名目予算のみを、予備費は 1 万円を計上いたしております。

以上、簡単でございますが、老人保健特別会計予算の説明とさせていただきます。

次に、議案第 43 号、佐用町後期高齢者医療特別会計予算についての提案のご説明を申し上げます。

本会計は、昨年 4 月より始まりました後期高齢者医療制度に関わる予算で、ほぼ 1 年が経過し、医療費の動向などある程度見通しが立つようになってまいりましたが、反面、法施行以来、国における度重なる制度改正により、市町の窓口ではその対応に苦慮している現状であります。幸い本町では大きな混乱もなく運営が図られております。

平成 21 年度の本会計の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 億 6,454 万 5,000 円といたしました。前年と比較して 2.7 パーセントの減となっております。

歳入では、加入者による保険料として、年金から自動的に引き落とされる特別徴収で 1 億 3,500 万円、普通徴収分で 3,000 万円を計上いたしました。県広域連合支出金で 60 万円を、繰入金では、保険基盤安定のための繰入金 7,000 万円を、県の広域連合分賦金 1,108 万円を、担当職員の人件費分として 848 万 4,000 円と、その他繰入金として、特定健診に関わる負担分 526 万 6,000 円を計上いたしました。

歳出では、総務費として職員給与費、保険料徴収のための印刷費及び郵券料としての役務費など 1,155 万 6,000 円を、保健事業費として、特定健診受診に係わる経費 269 万 8,000 円を、徴収した保険料全額を広域連合への納付金として 1 億 6,500 万円を、また、保険基盤安定制度負担金として 7,000 万円を、広域連合の事務経費分を 1,108 万円、過年度分の保険料として 360 万円を、合わせて 2 億 4,968 万円を広域連合負担金として計上し、予備費は 10 万円といたしております。

以上、後期高齢者医療特別会計予算の説明とさせていただきます。

次に、議案第 44 号、平成 21 年度介護保険特別会計予算についての、提案のご説明を申し上げます。

まず第 1 条におきまして、事業勘定の歳入歳出予算総額を 17 億 9,126 万 5,000 円、サービス事業勘定の歳入歳出予算総額を 879 万 1,000 円と定めております。

事業勘定の歳入からご説明いたします。

主なものは、第 1 号被保険者保険料 2 億 6,007 万 7,000 円といたしております。前年度比 10.4 パーセントの伸びでございますが、これは第 4 期介護保険事業計画において、標準保険料を従来の月額 3,100 円から 3,600 円に改めたことによります。

国庫支出金 4 億 3,201 万 5,000 円、支払基金交付金 4 億 9,313 万 9,000 円、県支出金 2 億 6,004 万 9,000 円でございます。

一般会計と介護給付費準備基金等からの繰入金が 3 億 2,874 万 7,000 円、この内訳には介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金 835 万 8,000 円を含んでおります。

諸収入ではハイムゾンネからの返還金等 1,651 万 5,000 円といたしております。

続いて、歳出をご説明いたします。

主なものは、電算システムの保守点検等の委託料 242 万 2,000 円、主治医の意見書手数料 563 万 3,000 円、介護認定審査会委員報酬 300 万円、地域包括支援センター電算システムリース料 177 万 5,000 円、保険給付費 16 億 5,473 万 8,000 円、地域支援事業費 2,108 万円、予備費 300 万円でございます。

続いて、サービス事業勘定の歳入についての説明をいたします。

居宅介護及び支援サービス計画作成費のサービス収入を 879 万円と繰越金 1,000 円といたしております。

次に、歳出のご説明をいたします。

新予防給付ケアマネジメント委託料として 650 万 7,000 円。

一般会計への繰り出し金が 228 万 4,000 円でございます。

第 2 条においては、地方自治法第 253 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の最高額を定めております。

また、第 3 条においては、地方自治法第 220 条第 2 項ただし書きの規定による歳出予算の流用を定めております。

以上、介護保険特別会計予算の提案説明とさせていただきます。

次に、議案第 45 号、朝霧園特別会計予算についての提案のご説明を申し上げます。

本予算の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 億 2,465 万 6,000 円とし、対前年比で 3.1 パーセント、約 400 万円の減となっております。これは、調理を担当する職員の定年退職等による人件費の減額が大きな要因となっております。

まず、歳入よりご説明をいたします。施設入所者にかかわる事業収入を 1 億 1,692 万 5,000 円とし、一般会計よりの繰入金を 664 万 4,000 円といたしております。また、諸収入は、受託事業収入で 83 万 8,000 円を、雑入として 24 万 8,000 円を計上いたしました。

続いて、歳出をご説明申し上げます。

民生費の内、一般管理費では、施設職員に係わる人件費を主なものとして 8,664 万 3,000 円を、運営費では、施設管理費及び、入所者に関する食事材料費など 3,797 万 3,000 円を計上しております。

以上、簡単でございますが、朝霧園特別会計予算の説明とさせていただきます。

次に、議案第 46 号・平成 21 年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出予算につきまして、提案のご説明を申し上げます。

本予算の総額は、歳入歳出それぞれ 9 億 6,137 万 2,000 円といたしました。前年度対比 0.2 パーセントの減少であります。

まず、歳入より説明をいたします。

負担金においては、新規加入及び口径変更による加入金 4 件、工事負担金 5 戸分 1,140 万円計上いたしました。

水道使用料については、平成 20 年度の収納状況を勘案し、現年度分 3 億 4,440 万円を見込み計上いたしました。前年度対比 2.0 パーセントの減少であります。

手数料については、それぞれの規定に基づき、所要の金額を計上いたしました。

国庫補助金については、中央監視制御システム整備事業補助金 1,290 万円を計上いたしました。補助率 4 分の 1 であります。

財産運用収入については、簡易水道事業基金積立金利子 76 万 3,000 円を、土地建物貸付収入として広山水道管理住宅貸付収入 18 万円を計上いたしました。

一般会計繰入金については、建設改良費・元利償還金等の充当財源として 1 億 7,318 万 9,000 円、人件費相当額として 7,110 万 1,000 円を予定いたしております。

諸収入については、にしまりま循環型社会拠点施設水道管敷設工事に伴う、補償金 4,767 万円を計上いたしました。

町債については、中央監視システム整備事業の充当財源として、簡易水道事業債 4,900 万円を、昭和 60 年度、平成元年度及び平成 2 年度分の借り換え債として 2 億 4,990 万円を計上いたしました。

次に歳出の説明をいたします。

一般管理費については、人件費及び経常経費でございます。なお、公課費として消費税納付金 1,146 万円を計上いたしました。現場管理費については、簡易水道施設の維持管理経費を計上いたしております。需用費では浄水場等の光熱水費、修繕料、医薬材料費及び

電気計装設備・送配水管等の修繕費として合計 6,946 万 4,000 円を計上いたしました。役務費といたしましては、浄水施設等の電話回線使用料及び火災保険料として 304 万 5,000 円を計上いたしております。委託料は、電気保安業務委託料として 75 万 5,000 円、水道管添架工事に伴う設計委託料 2 件 640 万 6,000 円、施設清掃及び汚泥搬出等委託料を 589 万 2,000 円、メーター検針委託料 5,510 件 463 万 2,000 円、薬品注入機器等管理委託料 353 万円、水質検査料 20 検体分 765 万 1,000 円、電気計装設備管理委託料 737 万 5,000 円及びメーター交換委託料 600 個分として 126 万円を計上いたしました。工事請負費は、橋梁添架工事 1 件 695 万 1,000 円、浄水設備整備工事及びろ過膜洗浄工事 5 件 1,247 万 3,000 円、国県町道改良工事に伴う配水管移設工事 5 件 1,965 万 5,000 円、取水口清掃工事 2 件 146 万 2,000 円、管理道路修繕工事 1 件 50 万円、薬品注入管改良工事 2 件 210 万円で、合計 4,339 万 1,000 円を計上いたしております。原材料費では、水道資材及びメーター等の購入費として 356 万円を計上いたしました。

建設改良費において、委託料として中央監視制御システム整備事業の施工管理委託料を 124 万 5,000 円、にしはりま循環型社会拠点施設水道管敷設工事に伴う実施設計委託料 613 万 5,000 円、工事請負費では、中央監視制御システム整備費 6,199 万 2,000 円、給水工事費 10 件分 250 万円及びにしはりま循環型社会拠点施設水道管敷設工事 4,273 万 5,000 円、水道管移設工事 877 万 3,000 円を計上いたしております。

公債費では、簡易水道事業債等の償還元金 2 億 4,526 万 2,000 円、繰上げ償還元金 2 億 5,004 万 5,000 円、合計 4 億 9,530 万 7,000 円、償還利子 9,655 万 2,000 円計上いたしております。

以上で、平成 21 年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出予算の概要の説明とさせていただきます。

次に、議案第 47 号、佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算につきましての提案のご説明を申し上げます。

第 1 条において、歳入歳出予算の総額を 8 億 9,810 万 8,000 円と定めております。

まず、歳入においては、分担金及び負担金 417 万 7,000 円、使用料及び手数料、1 億 9,257 万 8,000 円、繰入金 3 億 9,564 万 9,000 円、町債 3 億 570 万円、繰越金 1,000 円、諸収入 3,000 円を予定しております。

歳出では、公共下水道事業費の総額は 2 億 3,624 万 1,000 円で、内訳は、管理費が、1 億 8,114 万 4,000 円で、人件費等の一般管理費が、5,002 万 1,000 円、現場管理費が 1 億 3,112 万 3,000 円であります。現場管理費は、5 カ所の処理場、約 120 カ所のマンホールポンプ場及び雨水ポンプ場並びに下水道管路の維持管理に要する経費で、電気代等の需用費、4,100 万 2,000 円、浄化センター等の管理委託料 7,394 万 6,000 円、汚水管路の舗装修繕・機器の修繕の工事請負費、968 万 8,000 円などであります。

事業費の建設改良費は、5,509 万 7,000 円で、主なものは、中上月住宅内の汚水管敷設工事及び、新規加入者の公共ます設置工事、ポンプの改修工事、管路の改修工事等の工事請負費に、1,933 万円であります。

公債費総額は、6 億 6,136 万 7,000 円で、内訳は、元金 5 億 1,353 万 5,000 円と、利子 1 億 4,783 万 2,000 円でございます。

予備費は、50 万円を計上いたしております。

第 2 条では、本年度予定する建設改良事業の地方債借入限度額を 570 万円、資本平準化債を 3 億円とし、第 3 条では一時借入金の限度額を 1,000 万円と定めております。

以上で、特定環境保全公共下水道事業特別会計予算の概要の説明とさせていただきます。

次に、議案第 48 号、生活排水処理事業特別会計につきまして、提案のご説明を申し上げます。本年度は、さわやか協議会で管理していた浄化槽の管理分が昨年度に比較して増

加した予算編成となっております。

第1条で歳入歳出予算の総額を4億7,797万9,000円と定めております。

まず、歳入においては、分担金及び負担金212万5,000円、使用料及び手数料1億2,153万8,000円、一般会計繰入金2億6,937万9,000円、諸収入73万6,000円、町債8,420万円、繰越金1,000円と予定しております。

次に歳出においては、生活排水処理事業費が、2億1,773万5,000円で、その内訳は、浄化槽管理費が、1億2,298万2,000円で、さわやか協議会の管理していた浄化槽約1,150基の増加により、合計1,834基の維持管理運営に要する経費は、1億2,298万2,000円で、この主な経費は、浄化槽の保守管理委託料等の1億196万3,000円でございます。

農業集落排水施設管理費は、9,475万3,000円で、10カ所の農業集落排水施設の維持管理に要する経費であり、一般管理費は人件費等の経費で、2,069万3,000円、現場管理費が、7,406万円で、この主なものは、処理場等の電気代等の需用費1,736万1,000円、保守管理に要する委託料4,610万8,000円で、工事請負費860万円は、汚水管路の舗装修繕、新規加入者のます設置費等の経費でございます。

公債費は2億5,974万4,000円で、元金1億8,729万5,000円と利子7,244万9,000円でございます。

予備費は、50万円といたしております。

第2条では、地方債の限度額として、資本平準化債8,420万円を計上いたしております。

第3条では、一時借入金の最高限度額を1,000万円と定めております。

以上で、生活排水処理事業特別会計予算の概要とさせていただきます。

次に、議案第49号、平成21年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算についての説明を申し上げます。

平成21年度予算の総額は、歳入、歳出とも、1億9,611万1,000円でございます。

それでは歳入からご説明申し上げます。

使用料の1,605万円は、野外活動センターおよび家族用ロッジの使用料収入で、委託金の1億4,620万円は、当公園の管理運営に要する人件費、運営費等、県からの指定管理料で、財産運用収入の43万1,000円は、財政基金利子で、繰入金の2,984万4,000円は、一般会計からの繰入金で、繰越金の1,000円は、前年度繰越金であり、雑入の358万5,000円は、水道使用料徴収金およびシーツ使用料徴収金等でございます。

次に歳出についてのご説明を申し上げます。

社会教育費の1億8,411万8,000円でございますが、職員の給与、手当等の1億17万3,000円、グループ用ロッジ運営費として、1,188万2,000円、天文台公園運営費に施設管理および事業執行等に要する経費として、7,206万3,000円でございます。

公債費の1,126万1,000円は、償還金にかかわる銀行等資金債の元金の返還分1,111万円と元金に対する利息15万1,000円でございます。

基金費の43万2,000円は、財政基金費で、基金利子の積み立てでございます。

予備費は30万円を計上いたしております。

以上、西はりま天文台公園特別会計予算の概要の説明とさせていただきます。

次に、議案第50号、平成21年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算につきましての提案のご説明を申し上げます。

この予算は、笹ヶ丘荘及び交流会館の管理運営にかかる予算で、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億1,570万2,000円といたしております。

まず、歳入の主なものといたしましては、笹ヶ丘荘事業収入1億132万1,000円、一般会計からの繰入金1,416万6,000円、雑入21万5,000円といたしております。

歳出の主なものといたしましては、笹ヶ丘荘及び交流会館の管理運営費1億1,570万

2,000 円といたしております。

以上で、佐用町笹ヶ丘荘特別会計の概要の説明とさせていただきます。

次に、議案第 51 号、平成 21 年度歯科保健特別会計予算についての、提案のご説明を申し上げます。

歳入歳出予算総額をそれぞれ 2,823 万 9,000 円と定めております。

まず、歳入からの説明をいたします。

主なものは、診療報酬 2,115 万 2,000 円、一般会計繰入金 500 万円、歯ブラシ売上料等諸収入を 208 万円といたしております。

続いて、歳出についての説明をいたします。

主なものは、歯科医師等の報酬 694 万 4,000 円のほか歯科衛生士等人件費等総務費 1,735 万 5,000 円、医業費 394 万円でございます。

以上、歯科保健特別会計予算の概要説明とさせていただきます。

次に、議案第 52 号、平成 21 年度佐用町宅地造成事業特別会計予算につきまして、提案のご説明を申し上げます。この予算は、さよひめ団地 1 区画、早瀬団地 1 区画及び広山団地 3 区画の分譲及び公債費の償還にかかるものが主なもので、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,417 万 8,000 円といたしております。

まず、歳入の主なものといたしましては、財産売払収入 2,935 万円、基金繰入金 469 万 2,000 円といたしております。

歳出の主なものといたしましては、宅地造成基金 2,785 万 6,000 円、公債費の元利償還金 469 万 2,000 円といたしております。

以上で佐用町宅地造成事業特別会計の概要の説明とさせていただきます。

次に、議案第 53 号、平成 21 年度佐用町農業共済事業特別会計歳入歳出予算につきまして、提案のご説明を申し上げます。

初めに、各事業の予定量についてご説明いたします。

農作物共済の水稻では、引受戸数 1890 戸、引受面積 7 万 3,000 アール、麦は 7 戸、4,500 アールを予定しております。

家畜共済では、2,710 頭を引き受ける予定でございます。

畑作物共済では、44 戸、1 万 1,158 アール、園芸施設共済では 29 戸、60 棟の予定でございます。

損害防止事業については、獣害対策補助として、トタン、網等の補助金で防護柵設置事業に乗らない町単事業分に対して 180 万円の補助を行う予定であります。家畜の損防は寄生虫駆除等を予定しております。

収益的収入及び支出については、総計で 1 億 1,509 万 8,000 円で、前年度対比 5.97 パーセントの増となります。

農作物共済勘定では、712 万 7,000 円で前年度対比 11.47 パーセントの減となっております。

家畜共済勘定では、3,945 万 2,000 円で前年度対比 19.91 パーセントの増となっております。

畑作物共済勘定では、396 万 2,000 円で前年度対比で 7.49 パーセントの増となっております。

園芸施設共済勘定では、78 万 1,000 円で前年対比 0.26 パーセント増となっております。

業務勘定では、6,377 万 6,000 円で前年対比 0.92 パーセントの増となっております。事業収益の主なものといたしましては町補助金 4,911 万 6,000 円、各事業の事務費賦課金 363 万 3,000 円、受取損害防止事業負担金 92 万 6,000 円、損防事業分として事業勘定受入 92 万 2,000 円、事業外収益では、建物、農機具共済会計から 750 万円の受入を計上しております。

ます。支出につきましては、連合会への支払賦課金として 182 万 2,000 円、人件費等の一般管理費として 5,609 万 3,000 円、損害評価会の報酬等で 237 万 1,000 円、水稻、家畜の損防事業として 305 万 1,000 円を予定いたしております。

以上、平成 21 年度佐用町農業共済事業特別会計予算の概要のご説明を申し上げます。

次に、議案第 54 号、平成 21 年度佐用町石井財産区特別会計予算についての提案のご説明を申し上げます。

予算総額は、歳入歳出それぞれ 368 万 8,000 円と定めております。

歳入内訳でございますが、前年度繰越金 368 万 7,000 円で、諸収入は、名目予算 1,000 円といたしております。

次に、歳出の主なものでございますが、財産管理費の委託料で、森林災害復旧事業の経費として 50 万円を、予備費に 296 万 5,000 円を計上いたしております。

以上で、佐用町石井財産区特別会計予算の概要の説明といたします。

最後に、議案第 55 号、平成 21 年度佐用町水道事業会計予算についてのご説明を申し上げます。

本町の水道事業は、安心して使える水の安定供給を使命として浄水、配水施設の適正な管理や整備に努めてまいっております。近年の水道事業の状況は景気の減退、少子化の進行により、一般家庭においては、節水型機器の使用等有収水量は減少傾向にあります。今年度の給水収益は、前年並みの収益を予定いたしております。今年度は中央監視制御ネットワークシステムの整備の完了により、水質の監視や設備機器の異常の早期発見に努め町民の皆さんに「安心・安全な水道水」の供給を更に取り組んでまいります。

第 2 条の業務の予定量として、収益的業務では給水戸数 1,941 戸、年間総給水量 68 万 7,414 立米、一日平均給水量 1,883 立米、受託工事 1 カ所を予定いたしております。

次に、第 3 条、収益的収入及び支出の予定額は、収入額 1 億 5,352 万 3,000 円に対して、支出額 2 億 1,156 万 2,000 円で予算計画上において 5,803 万 9,000 円の赤字が生じる見込みでございます。その主な原因は営業費用及び企業債償還金の増加であります。

第 4 条資本的収入及び支出の予定額は、収入額 1,307 万円に対して、支出額 6,924 万 3,000 円で収入不足額 5,617 万 3,000 円は過年度分損益勘定内部留保資金で補填をする予定といたしております。

第 5 条では、一時金の借り入れ限度額を 2,000 万円と定めております。

第 6 条では予定支出の各項の金額の流用できる金額を定めております。

第 7 条では、議会の議決を経なければ流用することのできない職員給与費 2,301 万 9,000 円を定め、第 8 条は他会計からの補助金で高料金対策補助金として 2,921 万 9,000 円、基礎年金拠出分として 42 万 5,000 円でございます。

第 9 条では、たな卸し資産購入限度額を 51 万 4,000 円といたしております

また、内容の詳細につきましては、予算実施計画、資金計画、収入及び支出見積基礎、給与費明細書、予定損益計算書、予定貸借対照表等を添付いたしておりますのでご覧をいただきたいと存じます。

以上で、議案第 40 号、平成 21 年度一般会計から議案第 55 号、特別会計 16 件、一括して概要の説明を申し上げます。十分にご審議をいただきまして、何卒、適切妥当なご承認をいただきますようお願い申し上げます。提案の説明とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（西岡 正君） 議案第 40 号ないし議案第 55 号の提案に対する当局の説明が終わりました。

ただ今議題にいたしております、議案第 40 号ないし議案第 55 号につきましては、平成

21年度佐用町一般会計並びに各特別会計予算であります。この議案に関しましては、全員による予算特別委員会を設置するため、次の本会議まで議事を打ち切りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よってそのように決めます。

日程第 59 . 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議長（西岡 正君） 続いて、日程第 59 に入ります。
諮問第 1 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。
提案に対する当局の説明を求めます。

〔町長 庵道典章君 登壇〕

町長（庵道典章君） それでは、ただ今上程をいただきました、諮問第 1 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。
現在、人権擁護委員として活躍をいただいております、佐用町力万 337 番地、今本（いまもと）誠示（せいじ）氏の任期が、本年 6 月 30 日をもって満了となるため、引き続き人権擁護委員に就任いただきたく、候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 号の規定により、議会の意見を求めるものでございます。
ご同意いただきますように、お願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。
ここで諮問に対する意見調整のためしばらく休憩をしたいと思います。
再開を 3 時 15 分といたします。議員各位におかれましては控室の方へお願いします。

午後 0 2 時 5 2 分 休憩

午後 0 3 時 2 0 分 再開

議長（西岡 正君） 休憩を解き会議を続行いたします。
諮りいたします。諮問第 1 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、お手元に配布いたしましたとおり答申したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、諮問第 1 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、お手元に配布いたしました意見書のとおり答申することに決定いたしました。

議長（西岡 正君） ここで町長の方から先ほどの件の訂正、予算ですね、訂正がありますので、申出がありますので。はい、町長。

町長（庵逄典章君） 失礼します。誠に申し訳ございません。先ほど、提案説明をさせていただきました、平成 20 年度の補正予算の議案第 31 号、佐用町朝霧園特別会計補正予算につきまして、私が、壇上で説明しました総額、歳入歳出予算総額 1 億 2,865 万 9,000 円というのが正しかったんですけれども、予算の、今お手元にお配りしております、一番最初の第 1 条にですね、間違っております、1 億 2,965 万 9,000 円とワープロ間違いをしており、財政課長は、そちらの方を見ておりましたので、私が間違っただけで報告をしたということで訂正をさせていただいたところなんですけれども、実際に、私が、最初に申し上げた数字が正しかったということでございます。予算上、それぞれ下の細かい予算細目を足していくと、1 億 2,865 万 9,000 円ということで、これが正しい数字でありまして、そのこの別表に第 1 条で掲げました数字が間違っておりました。非常に恥ずかしい単純なワープロの打ち間違いということでございましたので、訂正をさせていただきまして、今、お手元に配りました、正しい数字の入りました予算書の表紙を張り替えていただきますように、非常にお手数ですけれども、どうぞ宜しくお願いを申し上げます。

議長（西岡 正君） それでは、よろしく申し上げます。

日程第 60 . 請願第 1 号 物価に見合う年金引き上げを求める請願書

議長（西岡 正君） 日程第 60、請願第 1 号、物価に見合う年金引き上げを求める請願書を議題といたします。

請願に対する紹介議員の説明を求めます。18 番、平岡きぬゑ君。

〔18 番 平岡きぬゑ君 登壇〕

18 番（平岡きぬゑ君） 請願、物価に見合う年金引き上げを求める請願書について、紹介議員を代表して提案理由の説明を行います。

物価に見合う年金引き上げの意見書を国の関係機関に挙げていただくことを求める請願です。

アメリカ発の金融危機が世界に広がり日本の景気悪化も、いよいよ深刻になってきました。日々の生活にも大きな影響が及ぼされ、異常な物価高など生活が厳しさを増しております。年金は、本来の物価上昇に見合っただけで引き上げられるものと考えます。ところが、2004 年の年金制度改定で、今日の厳しい物価高騰にもかかわらず、来年度も年金は据え置きされる見通しになっています。

昨今、生活必需品を中心とした物価の高騰が続き、「このままでは生活できない」「貯金も底をついた」などの悲痛な声が上がっています。高齢者に広く、とりわけ低年金・無年金者の不安と怒りは大きく、今支給されている年金は極めて不十分と言えます。冷え込んだ日本経済や地域経済の建て直し、そして景気回復には、内需拡大が最も必要なことと考えるところです。少なくとも物価高騰前の生活水準を維持するために、物価上昇に見合う年金の引き上げ、無年金・低年金者に生活支援金を上乘せして行うことを求めることを内容とした意見書を、是非佐用町議会としてあげていただくことをお願いし、提案の説明を終わらせていただきます。宜しくお願いいたします。

議長（西岡 正君） 請願に対する紹介議員の説明が終わりました。

請願第1号は、厚生常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いしたいと思います。これから質疑に入ります。ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結いたします。

ただ今、議題となっております、請願第1号は、会議規則第37条及び第87条の規定により、厚生常任委員会に付託することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。

よって、請願第1号、物価に見合う年金引き上げを求める請願書は、厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第61．特別委員会の設置及び委員定数について（予算）

議長（西岡 正君） 続いて、日程第61に入ります。

お手元に配付をいたしておりますように、予算特別委員会の設置及び委員定数についてを議題といたします。

お諮りをいたします。平成21年度佐用町一般会計、15特別会計の予算審査のため、全員による予算特別委員会を設置いたしたいと思っておりますので、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、全員による予算特別委員会を設置することに決定されました。

日程第62．特別委員会委員長及び副委員長の選任について（予算）

議長（西岡 正君） 続いて、日程第62に入ります。

予算特別委員会委員長及び副委員長の選任についてを議題といたします。

先の全員協議会において協議がされ、委員長及び副委員長が決定されております。予算特別委員会委員長及び副委員長の氏名を議長より発表いたします。

佐用町議会予算特別委員会委員長に、矢内作夫君。副委員長に、金谷英志君。以上の諸君が予算特別委員会委員長及び副委員長に選任されました。

日程第63．委員会付託について

議長（西岡 正君） 続きまして、日程第63に移ります。

日程第63は、委員会付託についてであります。

暫時休憩いたします。

午後 0 3 時 2 8 分 休憩

午後 0 3 時 2 9 分 再開

議長（西岡 正君） 休憩を解き会議を続行いたします。

お諮りします。お手元に配布いたしました議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に審査を付託いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

議長（西岡 正君） 以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。

お諮りします。委員会等開催のため明日 3 月 4 日から 3 月 12 日まで本会議を休会したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よってそのように決めます。

次の本会議は、来る 3 月 13 日午前 9 時 30 分より再開し、一般会計及び各特別会計補正予算案の審議を行いますのでご承知いただきますようお知らせします。

それでは、本日はこれにて散会をいたします。

大変、ご苦労さんでございました。

午後 0 3 時 3 1 分 散会
